

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (31. 1 定)			
日 時	平成 31 年 2 月 28 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、新谷副委員長、秋元・千葉・高橋（龍）・ 酒井（隆行）・林下・小貫・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した濱本でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のために、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、市長及び説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、新谷委員が選出されておりますことを御報告申し上げます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、高橋龍委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙、お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村吉宏委員が山田委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、立憲・市民連合、公明党、共産党の順といたします。

自民党。

○酒井（隆行）委員

◎クリーンエネルギーについて

それでは一般質問の中から、クリーンエネルギーについて絞って質問をさせていただきたいと思っております。

まず、石狩湾新港地域の LNG 火力発電所、それから風力発電のクリーンエネルギーについて一般質問させていただきました。

先ほどホームページを見ていたら、昨日から LNG の火力発電所が営業運転を開始したということで、無事営業運転されているということで、よかったというふうに思っております。この後、2027年3月までに2号機、3号機と着工される予定ということで、この地域で道内の火力発電所の中では最大級のものとなる予定になっております。

質問の中で、クリーンエネルギーを活用した、地域の発展の方向性についてということで、市長の見解を伺いました。答弁の中では、石狩湾新港長期構想にも示されているとおり、エネルギーの安定供給や多種多様なエネルギーを活用した港湾空間の形成、それから道民の生活、産業活動を支える地球環境に優しいエネルギー供給拠点の形成を目指してまいりたいと考えておりますという答弁をいただきました。

もう少し具体的に何か政策等があれば、また、小樽市として独自のものがあればお聞かせ願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室小川主幹

石狩湾新港地域におけるクリーンエネルギーを活用した事業につきましては、市の事業としてはございませんが、昨日、LNG を燃料とする北海道電力株式会社の石狩湾新港発電所1号機が営業運転を開始したとの報道がございました。

石狩湾新港港湾計画では、LNG や再生可能エネルギー等の北海道を代表するエネルギー供給拠点として多種多様なエネルギーの活用を推進することになっており、今後、石狩湾新港の広大な背後地を利用したクリーンエネルギー関係の事業に対しては、本市として後押ししていきたいと考えております。

○酒井（隆行）委員

市独自のものはないということなのですから、今後はやはり考えていかなければいけないのではないかと

うふうに思いますが、それについて何かお考えがあればお示し願いたいと思いますけれども、いかがですか。

○（総務）企画政策室長

まず、石狩湾新港地域に限って申し上げますと、今、主幹が答弁申し上げましたとおり、特に具体的に市として事業を行うという予定はございませんので、あくまでも民間事業の後押しをしていきたいというのが市のスタンスでございます。

○酒井（隆行）委員

あくまでも後押しということで理解しました。

それで、二つ目の質問なのですけれども、その後押しについて具体的にどのような後押しをされるのか、または今はされているのか、それについて説明願いたいと思います。

○（生活環境）環境課長

民間事業者に対してどのような後押しをするのかという御質問についてですけれども、本市では現在6事業者から風力発電事業の相談を受けているところであり、事業者から相談を受けた際には、関係部局とともに事業内容について協議しているところでございます。

風力発電などの大規模な事業計画につきましては、環境影響評価法を初めとした各種法令手続、申請等が多岐にわたることや、さまざまな関係者との調整に時間を要することから、それらの手続、調整が円滑に進むよう関係部局と連携、調整を図るほか、事業者が必要とする地域の情報等を提供するなど、そのような形で後押しをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆行）委員

私としては、後押しというよりは先手を切って、やはり市が引っ張っていくというようなスタンスでこのエネルギー政策について進めていただきたいと思いますとおもっておりますが、なかなか時間のかかる話だと思いますので、まずはできることからやっていただきたいと思いますというふうに思いますし、質問の中でもお伝えしましたけれども、石狩市では石狩市地域新エネルギービジョンですとか、それから石狩市水素戦略構想というものも策定されているようでありますので、やはり競争ではないですが、小樽市としてもできる限りスピード感を持ってこのエネルギー政策について進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、これは答弁要りませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○山田委員

◎防災行政無線（同報系）整備事業費について

まず、今回、予算に計上されています防災行政無線（同報系）整備事業費、1億5,000万円、このことについてお聞きいたします。

地区、設備の内容やシステムの統括、これをお聞かせの上、これらに関して訓練や運用、これらのマニュアル等についてどういうふうにされるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

防災行政無線の整備につきましてですが、整備地区につきましては市内の沿岸部の津波避難地域でございまして、屋外スピーカーを設置することによりまして避難情報を放送するというところでございますけれども、平成31年度につきましては、親局と副局、それと屋外拡声子局、全38局のうち13局を整備するというようなことを考えてございます。

それから、訓練、運用等マニュアルというふうなお話がございましたが、マニュアルにつきましては作成が必要だと考えておりますけれども、現時点ではまだ完成していません。それで、供用開始までの間には完成させる予定ということでございます。

○山田委員

そうですね、この防災行政無線は我が会派の酒井隆行委員が、もとより、いろいろと沿岸部についてこういうような予防というのですかね、そのときに避難誘導ができるようなシステムということでお話しをさせていただいたと思います。

今回、そういう意味では平成31年度、32年度にこのシステムの稼働と、それから訓練やマニュアルの作成が32年度にでき上がるということで承知しておいてよろしいですね。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

はい、そのとおりでございます。

○山田委員

今回、そういう河川や津波対策ということでされたと思うのですが、このほかにこういった部分で、その地域以外はこういうことは別に考えていないということでよろしいですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

設備についてでございますが、屋外につきましては先ほど申しました屋外拡声子局を設置して、対象としては津波避難対象地域ということなのでございますけれども、連携設備といたしましてFMおたるの電波を使いまして、同時放送といいますか、割り込み放送というようなことができる部分。それと、現在、市内の避難所に移動式といいますかトランシーバー型といいますか、無線が配置されておりますけれども、そちらについてもこちらの同報系と言われる防災無線からの避難情報等が流れる形になってございます。

それから、登録制メールという機能を持つ予定がございまして、登録された方に対してはテキスト形式になりますけれども、携帯電話やスマートフォンに連絡が行くというような連携の部分を考えてございます。

○山田委員

それではこの項の最後にお聞きしますけれども、消防本部との連携はどうされるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

親局、副局というようなことで先ほども申し上げましたが、装備の機械の主たる部分は災害対策室に設置するのですけれども、副局と言われるように、おおむね同じような操作ができる部分の機能を消防の司令センターに設置するような形でありまして、そういった中で運用を進めていきたいというふうに思っております。

○山田委員

その運用については今後も改善され、いい方向で進めていただきたいと思います。

◎非常時停電対策関係経費について

次に、全小・中学校、公立保育所に非常時停電対策関係経費予算が80万3,000円ついています。

機種や能力、それからこの災害に対してどういう担当者が選任されるのか。それと非常時を想定した訓練はどのように取り組むのかお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

設置予定の発電機についてでございますけれども、こちらにつきましては、定格出力を1.8KVA、1,800ワットという中で、交流で100ボルトのインバーターが搭載されているものを考えてございます。

それで、主要の担当ということでございますけれども、避難所運営に当たる市の職員で運転をやっていくものだというふうに捉えてございます。

それで、操作につきましては、いたって簡便な部分というふうに捉えておりますけれども、今後実施を検討してございます避難所開設訓練とか、そういった中であわせて操作方法などの習得を進めていきたいというふうに考えてございます。

○山田委員

やはり、こういう新しく導入される機器というのは、なかなかなれるまでが大変だと思います。非常時を想定した訓練をぜひとも実施していただいて、もしものときの備えとしていただきたいと思います。

これからもよろしく願いいたします。

◎災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の更新について

次に、化学消防ポンプ自動車の更新について6,900万円の予算がついております。まずこの使用目的と、これは今ある2台のほかになのか、それとも更新なのか。

それと、最近一番心配なのが、先ほど酒井隆行委員も言うておりましたが、銭函工業団地のそういう発電設備の充実によって何かしらの備えも必要と私は感じています。そのことについてまずお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）警防課長

化学消防ポンプ自動車につきましては、化学消火剤用のタンクを有しておりまして、石油コンビナートやガソリンスタンドなどの危険物施設における火災が発生した場合に水では消火困難なため、その際、化学消火剤を使用し消火することを目的としております。

また、本市の化学消防ポンプ自動車は2台配置されておりまして、このうちの1台を更新するものです。

また、銭函地区の発電設備に対する備えとしましては、更新する化学消防ポンプ自動車につきましては銭函地区に限定したのではなく、市内全域の危険物施設にかかわる火災に対応することを前提としておりますので、仮に銭函地区の発電設備に関する火災があった場合につきましては、化学消防ポンプ自動車を含めた現在の消防力で対応していきたいと考えております。

○山田委員

今御答弁がありました。この化学消防車の消火剤は特別なものを使っていると思うのですけれども、それについて、今回導入する化学消防車はどの消火剤を積載しているのか、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○（消防）警防課長

今回、導入、更新いたします化学消防ポンプ車の消火薬剤につきましては、動物系や化学性の、あらゆる多用途の化学消火薬剤を導入する予定となっておりますので、その例につきましては、現在の厩町の危険物施設を検討しまして、その中身について導入したいと考えております。

○山田委員

こういうものについては、泡消火薬剤ということですね。

これについては3種類あって、たんぱく泡消火薬剤、合成界面活性剤泡消火薬剤、水性膜泡消火薬剤ということが多分うたわれているのかと思うのですけれども、例えば今、銭函地区の発電設備に対応できるということでしょうか。

○（消防）警防課長

銭函地区の発電設備にも対応できる消火薬剤も導入を検討しております。

○山田委員

それでは、銭函地区についても安全に消火活動ができるということでお聞かせいただきました。

◎消防団小型動力ポンプ付積載車の更新について

それでは、消防団小型動力ポンプ付積載車の更新について、予算が1,100万円ついております。本市にこのような消防多機能車が導入されることによって、消防団の責任と重要性がますますふえると私は考えています。

最初に、この消防団の機動力について、現在車両は何台保有しているのか。また、この先どのように配置、運用されるのか。それと、将来、本市の火災予防や防災を担う消防団の業務について、何を目指していくのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○(消防) 横山主幹

本市における消防団の車両につきましては6台保有しております。

今後の消防団車両の配置、運用につきましては、基本的には現在保有する車両が老朽化した際の更新で考えておりますが、その際には来年度導入予定の車両と同じく、救助資機材を積載した多機能車を運用してまいりたいと考えております。

消防団の活動につきましては、昨年発生した北海道胆振東部地震の反省を踏まえ、広報活動を防災計画に組み込むなど、常備消防だけで対応できない大規模災害において、常備消防本部と連携し災害対応に努めてまいりたいと考えております。

○山田委員

もう一回聞きますけれども、将来にわたってこういうふうに消防団の機動力が充実していきます。将来、今回のブラックアウトのように火災予防やそういった部分で、どういった消防団の目指す先というのですか、それについては、消防本部ではこういう方向で進むということは考えてはいませんか。

○(消防) 横山主幹

今質問がありました方向性につきましては、まだ具体的には方向性としては煮詰めておりませんが、常備消防本部と連携して、広報活動も含めて細かい部分も対応できるよう消防団活動に努めてまいりたいと考えております。

○山田委員

そうですか、まだまだ車両も足りないと思うので、これが全18消防団で活用されるようになれば、ある程度、将来小樽市が見据える消防団の活用ということにも私はつながると考えています。

そういった意味では、今はまだ少ないですけども、将来を見据えてこうしたいという、やはり方針でも出していただければいいのかなと私は考えていますので、それはまた次の機会にお聞きいたします。

◎防災訓練支援事業費について

それでは、次に防災訓練支援事業費として予算が24万円ついてます。これについて、町会に防災訓練の教材等を提供し、訓練の実施の促進とあります。

まず、この教材等についてはどのような教材なのか。消火器だとかいろいろあると思うのですが、その教材についての説明と、それから訓練の実施町会の把握や、例えばことはこれだけの町会で訓練を実施するだとか、そういう目標があればあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○(総務) 災害対策室佐治主幹

この防災訓練支援事業費に計上している予算の中に含まれます教材等ということでございますけれども、これにつきましては、各町会の皆様が防災実地訓練や図上訓練などを行う上で、市に支援等を要請された場合、市から提供する訓練方法や防災に関する事項の資料や、図上訓練に使用する地図の経費でございます。

また、市内の防災訓練の実施状況というところでございますけれども、この防災訓練を行っている町会の実施状況の把握につきましては、本市に支援を要請した町会についてのみ把握しているところでございます。

過去3年では、平成27年度が5団体支援し、約230人が参加しております。28年度は4団体で参加者が約500人。29年度は3団体で約260人が参加しております。

また、参加団体の目標ということでございますけれども、この事業は町会の皆様からの要請により行っているものですから、特に目標団体等は示しておりませんが、なるべく多くの町会の皆様が訓練を実施してもらうよう、市が行う防災講話や総連合町会との打ち合わせの場などで引き続きお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

ということは、全町会に対してこういうような防災訓練をしてほしいということによろしいですね。それがま

ず 1 点と、それから実施率の目標といっはなんですが、これでいくと毎年、平成27年度が 5 件、28年度が 4 件、29年度が 3 件ということで、減ってきているのかなということが少し心配なので、これの周知の方法についても、こういうことを町会でやっていただきたいということをもっと積極的に言っていたきたいのですが、その 2 点についてお答え願えますか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、山田委員からの御質問でございますけれども、山田委員がおっしゃられますように、全ての町会の皆様に参加していただきたいというふうなことで考えております。

また、訓練の周知なのですが、これは先ほどの答弁とかぶる部分があるのですが、まず定期的に総連合町会の皆様と役員の皆様や事務局の皆様とお話しする機会がございますので、その場で全町会に周知していただきたいということを述べているほか、市で行っておりますまち育てふれあいトークの中でも市から講話などを行う際には、ほかの町会ではこういうような訓練を行っております、これは共助の上でも大切なものなのですということを行っておりますので、引き続きこのことについてはしっかりとやっていきたいと考えています。

このほかにつきましても、町会の皆様が行う訓練が広く周知されるよう、これからはいろいろな場で話していくとともに、さらに広がる方法について検討してまいりたいというふうな考えております。

○山田委員

ぜひ、全町会に広がるように要請をよろしくお願いいたします。

◎避難支援事業のハザードマップ作成について

それでは、避難支援事業、ハザードマップ作成予算が240万円ついています。これについては、洪水、土砂災害ハザードマップの作成ということで書いておりますが、マップ完成の時期と配布について、また、避難の支援が必要な方の名簿を作成して関係機関と共有するというところでありますが、この関係機関というのはどういう機関を呼ぶのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

ハザードマップの作成でございますけれども、予算を今回計上させていただいておりますので、その予算が認められれば、新年度早々に業者に発注したいというふうな考えております。

完成の見込みといたしましては、どうしても作成に時間がかかるため、10月ぐらいになるというふうな考えております。

今回作成するハザードマップにつきましては、星置川及び新川の浸水想定を対象としており、対象地区は銭函地区になることから、関係する地域にお住まいの市民の皆様への配布及び説明につきましては、総連合町会の皆様と相談しながら進めてまいりたいというふうな考えております。また、この地区に立地する企業につきましても同様に配布してまいりたいというふうな考えております。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

支援が必要な方の名簿の部分でございますけれども、関係機関につきましては警察、それから消防、そして民生・児童委員の方ということでございます。

○山田委員

関係機関と共有という部分では、例えば民間の方や町会にはこういう情報は含まれないということでよろしいですね。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

災害対策基本法におきまして、情報の提供という部分に相手先関係団体が示されてございまして、その中には先ほど少しお話に出た自主防災組織というような形で、イコール町会みたいなのが結構あるのですが、そちらにつきましては対象となつてございますけれども、直接的に町会というような名前が出てきていないのが現状でございます。

す。

○山田委員

そうなのですね。個人情報保護法によって、なかなかそういう援助や支援を要請する方の名簿というのが町会やそういうボランティア団体には共有できないというのが現状なのです。そういうことが、本来ならやはり行政である程度、今言ったように自主防災組織だとか、そういうところに共有されて、そういう避難が必要な方々に援助ができるような、そういうことが私は望ましいと考えています。

現段階では、そういう方々しかできないということで承知しました。これからもそういった面では、その支援が必要な方々に援助ができるような体制づくりをお願いしたいと思います。

◎中学校部活動指導員の配置について

それでは、次に、学校に関連して、中学校の部活動指導員の配置について、予算が201万6,000円です。まずこの予算に対して、各中学校に割り当てられる平均年間時間、これがどれぐらいの時間になるのか。また、現在各中学校で行われている運動系、文化系の部活動の状況、これをまずお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）教育総務課長

まず、予算に対して各中学校に割り当てる平均年間時間でございますけれども、この中学校部活動指導員の配置の事業については、国と北海道の補助事業を活用しております。

その補助要綱の中で、週6時間で年間35週を限度とすることになっておりますので、これでいきますと年間210時間が限度となります。

それから、現在、各中学校で行われております運動系、文化系の部活動の状況でございますけれども、まず体育会系で主なものを申し上げますと、バドミントン、バスケット、野球、陸上、サッカー、バレーなどでございます。

それから文化系でございますが、これについて主なものを申し上げますと、美術部、文化部、家庭科部、吹奏楽部というようなところでございます。

○山田委員

今いろいろと部活動についても文化系、それから運動系を聞きました。

それでは次に、この部活動の指導員の配置に該当すると考える、これら全部、例えば今聞いた専門的な部活動と言えるのか。それと、その指導に当たるのは学校の教員以外ということでありますから、そういう人方は単独で当たるのか、それともある程度、複数名も考えて当たるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）教育総務課長

どういった専門的な部活動を想定しているのかということでございますが、この事業自体が教員の不足等によりまして、担当する顧問となるべき教員がいないですとか、あるいは、これは全国的な状況でございますけれども、自分が経験したこともない競技の部活動の顧問をしていたりとか、そういった部活動に対して配置をするということで、特に専門的な部活動はこれだというような事業ではございません。

それから、個別なのか複数名で指導に当たるのかということでございますけれども、この事業の第一の目的が教員の多忙の解消、負担の軽減、その次に生徒の技術力の向上ということでございます。

教員の負担軽減ということを考えますと、顧問の教員とこの部活動指導員が複数名で指導するというよりは、教員のかわりにこの部活動指導員が指導をして教員の負担軽減を図るということになるかと思っておりますので、どちらかという複数人ではなくて、個別で指導に当たるということで考えております。

○山田委員

今、あらあら聞きました。けさの某新聞によると、この運動系とか文化系の部活動の大会の引率もできるようなことを聞いておりますが、この採用、登録した希望校、そういうのに配置した場合の任用期間、例えば一部報道では3年間任用するなどあるのですが、その任用についてはどのような採用の方法だとか、何年間だとかとい

うのは、あらあらお考えはあるのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

この指導員につきましては、位置づけとしては市の嘱託員ということでございますので、任用期間としては1年間、その中で学校の希望する日にち、期間等に配置をするということでございます。

3年間というのは、同一学校、同一部活動に同じ人を配置した場合、最高で3年間が限度ということになっております。

○山田委員

◎小・中学校の教育用パソコン整備事業費について

それでは、次に小・中学校の教育用パソコン整備事業費、小学校では予算が1,095万7,000円、中学校では予算が339万9,000円とあります。

全小・中学校の何年生から活用するのか、それと児童・生徒全員が使用して学習に利用するのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教育用のパソコンについてでございますが、小・中学校の全ての学年での活用を考えておまして、絵を描いたり、写真や動画を撮影したり、また、調べたことをまとめたり、さまざまな活用をすることができますので、それぞれの学年や、それぞれの教科等に応じた活用ができるものと考えております。

○山田委員

いろいろな形で全ての学年で利用できるということがわかりました。

次に、こういうようなタブレットだとかを使った調べ物を初め、プログラミング教育を見据えた動画の撮影やプレゼンテーションなどに活用できると聞きます。そのことによって、例えばその成果がみんなよりすぐれていることや、そのすぐれていることを褒めることや、その成果を発表できる機会、例えば音読カップみたいなものを見据えて、それを行っていくのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

これまでも、写真や動画等を使った作品ですとか、プレゼンテーションソフトを使った作品をつくる活動などをしておりますけれども、プログラミング教育につきましてはこれから導入されるものでありまして、実際に子供たちがこれからどのような作品をつくって、その成果をどのように広げていくかということなどを含めて検討する段階にはまだ至っておりませんので、子供たちの成果を発表する機会につきましては、将来的に小樽市としてどのようなことができるのか、今後研究してまいりたいと考えております。

○山田委員

文部科学省では、こういうような動画の撮影に対して、今いろいろな形でそれに取り組むということをしているようです。将来、本市でもこういう音読カップみたいな、そういう活動、成果を発表できる機会というのですか、そういうのがあると私はいいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎教育支援活動推進事業費について

次に、教育支援活動推進事業費予算が200万円ついてます。これは地域住民がボランティアとして小・中学校の授業の補助等を行う学校支援、2番目として土曜日、日曜日に体育館や図書館を開放して各種体験教室を行う地域教室、そのほかに家庭教育を補う支援、こういうような形でついております。

では、最初に地域住民を呼び込む方法やボランティアの登録をどのように進められるのですか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

地域のボランティアの確保につきましては、現在、教育委員会において地域コーディネーターを配置しており、

地域ボランティアの拡充を図っておりますが、ボランティアの高齢化などで登録者数が減少傾向であります。

そのため、現在は市内の各種スポーツ団体や文化団体などに協力を求めているところであり、また、PTAなど地域の協力を求めて、ボランティアの拡充に努めてまいりたいものと考えております。

○山田委員

本当にそうなのです、地域住民は本当に少なくなっています。

次に、これらの活動についての報酬や交通費、体験教室の材料費など、費用について何か予定しているものがありますか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

教育支援にかかわる費用負担につきましては、報酬については主に講演会開催時の講師への謝礼を負担しているものであります。

そのほか、スキー事業ボランティアに対しては、拘束時間が長いことや活動場所が地元ではなくスキー場と限られていることから、交通費実費相当分として報酬を負担しております。

また、体験教室に必要な材料や消耗品についてもこの事業で負担しているものであります。

○山田委員

それでは、この教育支援について、家庭教育に関することや子供の体験講座、また、家庭教育の支援を行うと聞きます。

例えば、今、小樽市地域子供会育成連絡協議会が舞鶴市との交流や夏季キャンプなどを行っているのですが、そういうようなしつけとか家庭教育の支援、教育委員会ではどのようなことを想定してこの支援を行うというのか、その点をお答え願いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

家庭教育の支援につきましては、今年度から児童・生徒の生活習慣の改善を目的に、親向けの講座や児童・生徒向けの体験教室を開催しているところでございます。

また、平成31年度においては、さらに親向けの情報モラル講座の開催も予定しているところでございます。

○山田委員

特にこの点では、家庭教育の支援というよりも、私はもう少し保護者のための、そういう家庭教育のあり方みたいなものも入れてほしいと考えています。その点については私の要望なので、よろしく願いいたします。

◎「樽っ子学校サポート」関係経費について

次に、「樽っ子学校サポート」関係経費に予算が30万円ついています。この事業を受ける者は長期休業等における学習の支援が必要な児童・生徒とか、支援を行うのは高校生、大学生、地域住民を想定しているとお聞きします。

この本人や学校とのマッチングや仲介はどのような方法をとるのかお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

樽っ子学校サポート事業につきましては、主に放課後や長期休業中に学校と連携を図りながら実施日や実施内容を決めているものでございます。そのため、大学生、高校生、地域住民のボランティアとの調整につきましては、集団学習で実施しているため、児童・生徒と直接実施日や内容を取り決めているものではなく、学校からの支援要請に基づいて取り決めているものでございます。

○山田委員

◎校舎等耐震補強等事業費について

それでは最後に、校舎等耐震補強等事業費、幸小学校の予算が7億274万5,000円です。

最初に、この幸小学校の耐震補強工事の時期、期間、校舎の部分的なのか全体的なのか、それとあわせて、設備についてはどうされるのか。それから、学校施設部分については長期にわたる工事なので、その補填だとか、使え

なくなる部分はどうされるのか。最後に、使えない施設があるとすると、例えばほかの学校に出向いて授業をすることも想定するのか、全部あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）施設管理課長

幸小学校の工事につきましては、校舎 2 棟と体育館の耐震補強工事を行いますので、全体的な工事になります。

工事の時期は、校舎が本年 7 月から開始を予定いたしまして来年 3 月まで、また、11 月に体育館を使って学習発表会を行いたいということを考慮いたしまして、工事は 6 月から 10 月までと、12 月から 2 月までの二つに分けて行う予定としております。

次に、施設の改修の内容についてですけれども、校舎 2 棟と体育館の耐震補強工事を行います。

また、トイレについてですが、臭気対策を中心としたトイレの洋式化といたしまして、学校全体のトイレを改修いたします。

暖房につきましては、現在、校舎の一部でポット式のストーブを使っている教室がありますので、ここは F F ストーブに変更いたしまして、また、体育館の暖房の工事も行います。

このほか、屋上防水ですとか外壁の塗装などが主な工事の内容となっております。

また、この工事期間の間に使えなくなる施設があるかということですが、校舎につきましては壁の塗装ですとか床の研磨を行うということで、改修対象の教室は使用できない時期があるということになりますけれども、そこにつきましては校舎内の多目的教室ですとか、そういうところに移る形でローテーションしながら授業を行うということで学校側と協議しております。

また、体育館につきましては工事の期間中使えないこととなります。体育の授業につきましては、10 月までは基本的にグラウンドを利用してもらいますが、雨の日もありますので、その場合は比較的広めの視聴覚室があります。そこを利用してもらうということで学校側と協議をしているところです。

代替の施設ということですが、こちらは 12 月からは再度体育館の工事が始まります。この期間は冬になりますので、12 月については総合体育館ですとか、またはいなきたコミュニティセンターを使うことで授業時数を満たすようなことができるように、現在学校側と協議をしているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎空き家対策について

まず、空き家対策についてお聞きをいたします。

市内での空き家の状況についてですけれども、空き家の中にも管理が行き届いているものと、またはそうでないものがあるのは御承知のとおりであると思います。

また、問題となっているのは後者、管理の行き届いていないものと認識していますが、その中でも相続放棄によって家主がはっきりしていないものもあるというふうに伺いました。

相続が長期にわたって確定しない場合、固定資産税などはどうなるのでしょうか、お伺いいたします。

○（財政）斉藤主幹

相続が長期にわたって確定しない場合、固定資産税が滞納になることも多いことから、私たちとしても法定相続

人をまず調査いたしまして、相続人がいる場合には相続人に催告するという形になります。

また、おっしゃるとおり、例えば相続人全員が相続放棄しているような場合には、相続人のかわりとなる相続財産管理人というのを市が家庭裁判所に申し立てをして選任することにより、相続財産管理人が実質的な相続人のかわりとなりますので、相続財産管理人がその不動産を売却したり、または市がその不動産を差し押さえて公売するというようなことをすることにより、売却代金を税に充てることが可能となってきます。

なお、相続財産管理人の選任費用というのは市が負担することとなりますので、不動産の価値や売却可能性など、費用対効果なども勘案しながら最終的には判断するという形になってございます。

○高橋（龍）委員

また、その持ち主がはっきりしないために、特に冬季の除雪がなされていなかったりですとか、周囲に危険の及ぶ可能性があるものも散見されると思います。

例えば、屋根からの落雪などに対しては現状どのように対処されているのでしょうか。また、道路に落ちてしまった雪の処理というのはどうなっていますか。

○（建設）山岸主幹

空き家の所有者がわかっている場合につきましては、降雪の前に雪の管理について指導文書を送付するなどを行っておりますけれども、所有者が確定していない空き家に対しましては、事前の指導が難しいということから、降雪後に屋根からの落雪に対しまして注意喚起の看板の設置やコーンなどによる立ち入り制限を行うなど、安全対策を行っているところです。

小樽市道に落雪し、道路を埋めてしまっている場合などについては、消防本部や除雪対策本部の除排雪事業班などの関係機関に連絡し、対応の協力をお願いしているところであります。

○（建設）維持課長

道路への落雪につきましては、市道へ落ちた量の問題もありますけれども、市道の幅員ですとか交通量などを勘案した上で、通行に支障がある場合は安全な通行を確保するため、道路管理者として消防本部、それから警察など関係機関と連携しながら除雪などで雪処理をしているのが実情であります。

○高橋（龍）委員

やはり管理が行き届かないということで、行政コストが余計にかかってしまうということもあるのだなと認識しました。

そこで、民法第940条には相続放棄について書かれています。読み上げると、「相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。」とあります。

つまり、不動産の相続に当てはめると、相続人はその権利を放棄しても次の相続人が決まるまで暫定的に管理をしなければならないという解釈にもとれます。

今申し上げたように、相続放棄をしても次の管理者が決まるまでは、事故があった場合などに、例えば損害賠償責任を負うという可能性がある中で、空き家対策担当としてはどのように指導を行っているのでしょうか。

○（建設）山岸主幹

相続放棄をした方に対しましては、次の法定相続人が決まるまでは管理上の責任があることを文書や口頭で伝え、対応を促しておりますけれども、実際のところはなかなか対応してもらえていないというのが現状であります。

また、全員相続放棄をした場合につきましては、最後に相続放棄をした人に管理上の責任があるのだろうかというところが民法上の解釈も曖昧な部分があります。そのことから、強く管理責任を指導するというのが難しい状況でもあります。

○高橋（龍）委員

今お答えいただいたように、法的な解釈に関しては若干差異があるというか、ファジーな部分があるということにはわかりました。

それを踏まえて、小樽市として今後どういうふうに取り組んでいくべきと考えていますでしょうか。

○（建設）山岸主幹

なかなか相続放棄物件に対しては対応が難しいところでございます。それで、各都市でさまざまな対応がされているというふうにも先日テレビでもやっておりましたし、聞いておりますので、そのところで情報収集を行いまして、先進市にも聞き取りをして、本市として対応を考えていきたいというふうに思っております。

○高橋（龍）委員

先ほど来申し上げていますが、やはり空き家の管理については個人がきちんと行わなければ事故の危険性もある上に、行政コストの増加にもつながってくると。今後、庁内でも先進事例をお調べいただけるというお話もございましたので、より発展的に議論をしていただきたいと申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

◎まちづくり専門部署の創設について

まちづくりについてお伺いをいたします。

まず、まちづくり専門部署の創設については示されたものと認識をしております。

最初に確認なのですが、現状のまちづくり推進課が担っている業務の範囲というのをお示してください。

○（建設）まちづくり推進課長

まちづくり推進課の事務分掌ということで申し上げますと、まず、まちづくりの調査、企画及び調整、市民の新しいまちづくりの意見、提言等の把握及び調整並びにこれらに係る政策推進、小樽市中心市街地活性化基本計画、公有地の拡大の推進に関する法律及び国道利用計画法に基づく届け出等、地価公示及び北海道地価調査書の閲覧、市街地開発事業の調査、企画等、都市環境整備の調査、企画等、それから、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例、小樽市景観計画、小樽市屋外広告物条例、都市景観の形成及び保全に係る企画、調査、指導等、小樽歴史景観区域登録歴史的建造物及び保存樹木等、それから小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金、地域公共交通政策となっております。

○高橋（龍）委員

かなり多岐にわたっているなという印象です。

そもそも今の市役所体制の中で、まちづくりにかかわっているのは、今ほど述べていただきましたまちづくり推進課以外に、どこの部署の、どのような業務と考えていますでしょうか。

○（総務）組織改革担当次長

まちづくり推進課以外のまちづくりにかかわる部署なのですが、具体的に言いますと、小樽市自治基本条例については総務部企画政策室が所管しており、地域住民や町会などのコミュニティについては生活環境部が担当している状況であります。

○高橋（龍）委員

平成30年12月に自治基本条例の見直しに関する提言書というのがあって、これを拝見したのですが、その中でもまちづくり専門部署の設置について書かれています。

さらに、同じ見直しの提言書の中ですけれども、参加及び協働の原則の考え方の部分で、市民参加についても明記されていて、今後より協働が必要であるということは本市としても認識をしていることと思います。

ただ、やはりまちづくりという言葉の持つ意味合いが広くて、建築物などにかかわるハード面のものと、町会や市民団体などが行う事業、ソフト面、またはその両方の意味合いを持つものがあると認識しています。

専門部署の設立をしたとして、懸念されるのは一元的な窓口対応の難しさと課の中での業務分担だと思うのです。

とはいえ、市民の方々のニーズとしては、提言書にあるとおりソフト、ハード両面にわたるワンストップ的な窓口なのだというふうにも考えています。市役所庁内の業務効率化を考えると同時に市民の利便性を増すことも考える必要性がある中で、どのように整理していくのかというのは検討されているのでしょうか。

○（総務）組織改革担当次長

検討されているのかということですので、過去に検討した経過を説明させていただきますと、ソフト面に特化しますと平成29年第4回定例会で組織改革を提案させていただいて、その中で生活環境部に市民協働推進課を新設することを提案させていただいております。提案した背景には、やはり市民団体や地域住民、町会、NPOなど、まちづくりの提言や意見を聞く窓口が一本化されていないということがありましたので、まずは窓口を一本化し、市民にわかりやすい、見える課を新設して、自治基本条例に基づく市民協働の推進、これを考えて新設する提案をした次第です。

残念ながら否決になりましたのでこの部分は御破算になったわけですが、今後ソフト部門を協議する上で、今回のこの提案したものがベースとなって、それを工夫、整理していくことが今後考えられるのではないかとこのように思っております。

○高橋（龍）委員

それでは、またその専門部署のことについてお聞きをしますのですけれども、先ほど挙げられたものを統合することになるのでしょうか。その場合、どこに力点を置きたいというふうに考えていますか。

○（総務）組織改革担当次長

まずはハード部門を説明させていただきますと、平成31年4月に総務部の新幹線・高速道路担当所管を建設部に移管して、公共交通と統合して新たに（仮称）新幹線・まちづくり推進室を立ち上げることとなります。

ハードが先行するわけですが、今後、最終的には検討委員会から提言されたまちづくり専門部署の設置も当然視野に入れて庁内議論はされていくのではないかとこのように思っております。

○高橋（龍）委員

それでは、そのまちづくり専門部署の大きさですが、部なのか課なのか、または室なのか、具体論でなくとも将来的な展望などのお考えをお聞かせいただけますか。

○（総務）組織改革担当次長

今回の将来展望についてですが、迫市長が就任してから議会答弁や講演会、シンポジウムなどで、まちづくりという言葉がキーワードになっているというふうに思っております。新幹線の駅周辺のまちづくり、小樽駅前の再々開発、日本遺産、あと港湾の第3号ふ頭の整備など、あらゆる分野でまちづくりというのが出てきますので、いろいろな分野でそれが関連してくるのかというふうに考えております。

今後、部になるのか室になるのかという枠の問題ですが、まずは新しく所管するまちづくりの担当がどこまでの範囲で担当するのか、それがわからなければ器の部分も判断はできないというふうに考えています。

濱本議員の代表質問でも答弁したように、市長は任期中に組織再編を行うというふうに申していますので、今後は、やはり庁内で活発な議論がされるものだというふうに思っております。

○高橋（龍）委員

ぜひ活発な御議論の上、市民にとっても、また、市にとってもいい形になるようお願いいたします。

◎ふるさとまちづくり協働事業について

ふるさとまちづくり協働事業について続いてお伺いをいたしますけれども、まず、これまで採択された事業の数と応募件数の推移をお示してください。

○（建設）まちづくり推進課長

ふるさとまちづくり協働事業につきまして、採択事業の数と応募件数の推移でございますが、過去5年の推移を

申し上げますと、平成25年度から29年度までの5年間ということではらつきはございますけれども、応募の件数につきましては一番多いときで20件ございまして、最少で12件、傾向としては減少傾向になってきているというふうに思います。

それから、採択事業につきましては多いときで12件、少なくて9件ということで、これも徐々に減少傾向ということで考えてございます。

○高橋（龍）委員

それでは、事業の内容の傾向としてはどのようなものが多いのでしょうか。もしジャンル分けなどがなされていればお示しください。

○（建設）まちづくり推進課長

事業内容の傾向ということでございますけれども、分野別で申し上げますと、主な分野といたしましては地域活性化イベントなどの地域活性化型でありますとか、芸術、文化に関連するもの、それから福祉、教育に関するイベントなどの青少年を対象としたもの、それから公園の植栽などを行うようなもの、こういったものが分野としてございます。

○高橋（龍）委員

ジャンル分けをされていて、その中で多いジャンルというのはどうなっていますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

ただいま申し上げました四つの分野におきまして、およそ8割程度を占めておりまして、一番多いものとしたしましては、地域活性化イベント等の地域活性化型が一番多く占めているという傾向でございます。

○高橋（龍）委員

また、先ほどの御答弁の中で応募が減少しているということも示されましたけれども、まちづくり協働事業がつけられた際のそもそもの目的と現状を比べてときに乖離というのはないのでしょうか。

事業全体を見たときに、例えば期待していた効果が薄いなど、また、逆に期待以上の効果があった点などをお示しただければと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

協働事業のそもそもの目的と現状の乖離という部分につきましては、そもそもという部分では、この協働事業の目的でございます、個性豊かなふるさとづくりというのがございまして、これを進めるために公益性の高いまちづくり事業を対象といたしまして、主に建設分野関連のまちづくり事業というのも想定したところでございまして、歴史的建造物ですとか、町並みを対象とした事業、そういったものを想定してスタートしてございます。

現状といたしましては、そういったものに加えまして芸術、文化、音楽イベントでありますとか、子育て関連の事業など、そういったものも対象としてきておりまして、広い意味でのまちづくり活動全般的に採択されるようになりまして、効果としては、その分野を限定しないことによって、さまざまなまちづくり活動を対象としたバックアップができていくのかというふうに感じております。

○高橋（龍）委員

それでは、この助成金を利用している各団体に対しての市の協力体制というのはどのようになっていますでしょうか。つまり、この助成金事業の重要な点である協働という部分はどのように行われていますか。

○（建設）まちづくり推進課長

市の協力体制ということでございますが、この協働事業に応募をいただいた段階で、その応募事業の内容と関連性のある部署に対しまして、こちらから聞き取りなどを行いまして、手続が要るとか要らないですとか法令上の要件等、こういったものがあれば調整なりをいたしまして、応募をいただいた団体にお知らせするなどを行っております。

○高橋（龍）委員

今のお答えによりますと、各団体と関係部署の間にまちづくり推進課が入っているというようなお答えだったと思います。例えば事業を実施するに当たって、関連部署を直接アサインするという必要もあるのかなと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

各団体が事業を実施するに当たっての関係部署とのアサインということでございますけれども、応募事業の内容が市の行っている事業に即したようなものにつきましては、市の事業に参画していただくような方向で調整するか、そういったことは考えられるかというふうに思います。

○高橋（龍）委員

先ほど来、行政コストの話も含めてお話をさせていただいておりますけれども、うまく連携をすることで、そこでもコスト削減ということも考えられるのかと思っています。

また、例えば3カ年の継続事業の場合、翌年度さらにその取り組みがブラッシュアップされていくようにPDCAに当てはめた分析などは行われているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

応募いただいた中で採択された事業につきましては、毎年、年度の終わりの時期に各団体を集めて、協働事業の選考委員会の審査員の方も出席いただく事業報告会を開催しております。本年も2月上旬に行っておりますけれども、各団体が取り組んでいただいた事業につきまして発表していただく機会を設けてございます。

この中で、審査員の方からのアドバイスであったり御意見をいただくということになりますので、継続して次年度以降に事業を応募いただく場合につきましては、それらを踏まえた内容で取り組んでいただきたいと考えてございます。

○高橋（龍）委員

アドバイスなどはなされているということで、初年度に申請されるときと、2年目、3年目となると、2年目、3年目のほうが少しやはり採択に対してのハードルは下がると思うのです。その際に、やはりよりよくしていくために、アドバイスを踏まえて課題解決を確実に行っていただくような仕組みをつくっていただきたいなど、これは要望です。考えていただければと思います。

先ほど、建設分野がそもそも目的だったけれども範囲が広がっているというお答えもありましたから、この制度自体もさらに効果を高めるためにブラッシュアップの必要があるのではないかと思います。そこに対しての御所見を伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

制度自体におけるブラッシュアップということでございますけれども、この協働事業は平成21年度にスタートいたしまして10年経過いたしました。事業のブラッシュアップは、採択された各事業のブラッシュアップの方法ですか、あるいは制度そのものの検証や検討など、改善点等があれば検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○林下委員

◎財政問題について

私からは財政問題についてお伺いしたいと思います。

代表質問では、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた交付税の推移と、市民税収入と法人市民税収入の過去5年間の推移について回答をいただいておりますけれども、これを見れば地方交付税と臨時財政対策債は、この5年間で単純比較ですが16億3,000万円も減少したという理解でよろしいでしょうか。

○(財政) 財政課長

委員のおっしゃるとおりです。

○林下委員

一方の市民税収入と法人市民税はほぼ横ばいということで、この間の国の経済政策では、本来ここが横ばいではなくて上昇しなければならなかったのではないかと考えます。事実、国の一般会計税収は60兆円にも達すると、過去最高を記録したとされております。これは、景気の回復や賃上げが追い風になっていると分析されています。

こうした状況を見ますと、私はまさにここが地方と大都市、大企業と中小企業の格差を象徴する結果ではないかと思うのですが、こうした税収の仕組みや政策がこのまま続くとすれば、幾ら地方が自助努力を続けても地方財政は成り立たなくなるのではないかという不安がありますけれども、財政部はどのような判断をされておりますでしょうか。

○(財政) 財政課長

確かに国で地方交付税の部分というのは、毎年地方全体の税収がふえてきているという観点から減少という形にはなっております。

私たちとしても、今回の平成31年度の予算編成に当たっては、やはり財源不足が生じていたことから、その部分については財政調整基金を取り崩しする形で収支均衡予算というのを組んでおりますけれども、やはりまず、私たちの自助努力の部分として、財政の健全性の確保に向けて収支改善プランの内容の取り組みを着実にまず進めていかなければならないというふうに考えております。

また一方で、経費の節減だけではなくて、やはり子育て支援策とか産業振興施策などの人口減少に歯どめをかけるような施策も進めながら、自主財源でございます税収の確保というのは当然進めていかなければならないというふうに考えております。

ただ、私たちの自助努力だけではなくて、やはり国としても交付税の部分を削減されてきますと、私たちの一般財源の大宗を占めております交付税の部分なので、本市においては国勢調査人口の減少などで年々減少傾向にはございますが、交付税につきましては地方固有の財源という形になっておりますので、やはりその総額の確保に向けては、今後とも全道市長会などを通じて要望を続けていきたいというふうに考えております。

○林下委員

私は、やはりこの地方の財政を改善するためには、本会議でも述べましたが、一括交付金の復活ということを国に求めることが大変有効な手段ではないかと考えますけれども、その点について財政部の考え方はいかがですか。

○(財政) 財政課長

先ほど御説明しましたとおり、毎年度、予算を編成する上で財源不足というのが本市は生じております。その点でいけば、新たな財源が加わるというのは、それは貴重な財源という形になりますので、それは非常に本市にとってもそういう制度が導入されれば大変ありがたいという考え方もございます。

ただし、国においては国と地方の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの部分について、2020年度の黒字化の部分、これは5年間繰り延べ、2025年度の黒字化ということで方針の転換を行っております。

当然のこと、国としても全体としての財政状況が厳しいという形になっておりますから、新たな一括交付金をつくって地方に財源をお渡しするという形になりますと、それにかわる財源というのをまた国は探していかなければならないので、なかなか実現については少し難しい面があるのではないかとこのように考えております。

ただ、私たちとしても、やはり現在も制度としてあります地方交付税制度、ここの部分の拡充に向けた対応を国においては考えていっていただきたいというふうに思っております。

○林下委員

私も大体、いつも節目節目でこの財政問題というのを取り上げてきたのですが、今までは国に要望するとか、全

道市長会を通じてという話で終わってきたと思うのですが、今回、市長の答弁では、喫緊の課題を抱える小樽市として、地方財政の運営は財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要だと。必要な地方交付金の総額の確保を求めていくと具体的に表現していただいたので、非常にわかりやすく市長の決意を示したものだというふうにとらえているのです。

やはり、こうした地方自治体の多くの声を反映して、今回、一部の報道ですけれども、総務省は地方の苦しい財政事情に配慮して2019年度の地方交付税を7年ぶりに増額する方針が示されておりました。

また、東京都に対しても5,000億円程度の財源を地方に振り向けられないかと打診していると報じられておりますが、現在、小樽市はこうした動き、あるいは内示だとかを含めてあるのかどうか確認をしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○（財政）財政課長

国から直接的な通知とか内示というものは特にございません。ただ、私たちが新年度予算を編成するに当たりましては、国の地方財政計画をもとに算出しております。その地方財政計画の国の出口ベースの話なのですが、地方交付税につきましては、国税が全体的に好調ということによりまして、法定繰り入れ分が一定程度確保されているという状況になっておりますから、国全体としては、大体前年度と比べて1.1%ほど増加したような形となっております。

ただ一方で、臨時財政対策債の部分につきましては地方全体としての税収がふえているというような状況がございましたので、ここの部分で地方の一般財源の総額が以前よりもかなり回復してきている、不足している財源が減ってきているという面がございますので、そこで臨時財政対策債につきましてはマイナス18.3%という数字となっております。

私たちが特に気にしている地方交付税と、そして臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税につきましてはトータルで2.8%の減ということで、なかなか厳しい状況にあるなというふうには感じております。

○林下委員

◎原発事故の避難計画について

原発事故の避難計画についてであります。この問題は、私も国や道の責任で行うべきものと認識をしているところでありますけれども、小樽市地域防災計画にも位置づけられておりますので、ここでやはり不明確な点や疑問点はしっかり解明し、対策や責任を明確にしなければ市民の生命と財産を守ることはできないという思いで再度質問をさせていただきます。

まず、小樽市として、小樽市の防災計画に位置づけられている原子力防災計画は、装備などを含めて万全な体制であるかということについてはどう判断されておりますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

現状におきましては特段問題ないのではないかと考えているところでございますけれども、防災計画ですとか体制という部分につきましては万全なものだという捉え方をするものではなくて、常に新たな知見を取り入れて適宜見直しなどをしていかなければならないというようなものだと考えてございます。

○林下委員

私は福島原発事故の教訓を踏まえれば、実際に派遣される可能性の高い、小樽市でいえば消防職員、あるいは関係職員の防災の装備は万全なのかという、やはり一番不安を持っているのです。市の答弁では装備をされているというふうに回答をいただいているのですが、それについてはそのとおりの理解でよろしいですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

まず、今御質問ございました関係職員の部分につきまして、私から御答弁をさせていただくのですが、関係職員といえますか本市の一般職員の部分でございますけれども、道の原子力災害の計画ですとか泊地域の緊急時対応と

というような決まりの中では、本市の一般職員が派遣されるような計画にはなってございませんので、その派遣のためのという部分の中での装備は、今は整えていないというところでございます。

○林下委員

それと福島原発事故の際は、非常に過酷な現場であったということも含めて、簡易防護服では十分な防護ができないということで、当時、東京消防庁が着用していたNBC防護服が必要と判断をされ、その後配備されたとされておりますけれども、現在の配備状況はどうなっておりますか。

○（消防）警防課長

福島原発事故の際、東京消防庁が着用していた放射能対応の防護服は本市では所有しておりませんが、平成23年度に本市が整備いたしましたNBC災害対応の化学防護服は5着所有しており、放射能の外部被曝には対応できませんが、内部被曝についてはある程度有効なものとなっております。

○林下委員

今の答弁を聞いていますと、結局、小樽市に配備されている簡易型の防護服を含めて、今あるのは消防本部のみという理解でよろしいですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今、災害対策室で認識しているのはそういう部分でございます。

○林下委員

それと今PAZやUPZの避難に当たる避難用のバスの乗務員の防護服というのがどこで配布されるというか、支給されることになっているのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

派遣されるバスの乗務員の方という部分でございますが、2種類ございまして、PAZの避難に対しての派遣とUPZの避難に対しての派遣という部分がございますが、PAZの避難というのは放射性物質が外に放出される前に逃げてしまうというところの派遣でございますので、それについてはないということでございますけれども、UPZにつきましましては放出後という部分がありますので、車両中継ポイントというふうには呼ばれるUPZの境界ですとか、その外側にバスの集合場所がありますので、その中継ポイントというところで支給される決まりになってございます。

○林下委員

私はどうも少しこの辺の理解に苦しんでいるのですけれども、実際そのUPZから避難をするために、UPZに入らなければその装備が支給されないというこの仕組みはやはり少し問題ではないかというふうに考えますので、その点についてしっかり検証していただいて、運営していただきたいなというふうに思います。

それと、例えば消防車や避難用のバスの除染というのは、どこで誰がやるというふうに定められているのか。その際の安全基準というのはどういうことになっているのかお知らせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

除染の場所ということでございますけれども、これにつきましては先ほどの入る場合の中継ポイントとかぶるような部分ではございますが、UPZの境界付近とUPZの外側に合計で27カ所なのでございますけれども、避難退域時検査所というところの候補地が既に設定されてございます。

こちらで、一時退避というか避難する場所の規模とかによりまして、箇所ですとか開設される数が決まるというところで、それで27カ所のうちの何カ所かということにはなるのかと思っておりますが、その場所が決まっておりますので、その場所におきまして、市は北海道と事業者である北海道電力、それと自衛隊などの関係機関の方の協力を得ることになるのですけれども、その場所の中で車両や住民の方の検査と、万が一除染が必要であれば除染が行われるということでございます。

それで、そのときの基準ということでございますが、原子力規制委員会というところが定めております基準の中で、緊急防護措置の O I L 4 というのがあるのですけれども、その基準の中で検査等がなされていくということで、基準を超えるような部分については除染になるのだよというような取り扱いで検査が進められるというふうに伺ってございます。

○林下委員

今、基準の点について聞き漏らしたのかもしれませんが、もう一度お願いいたします。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

基準ということで、数値的な部分で申しますと、それは検査時点におきまして、その検査の計測値が 4 万 C P M という単位になるのですけれども、4 万 C P M を超えるような場合についてはそこからは出られないので、除染の措置をするということになってございます。

○林下委員

いろいろお聞きしましたけれども、小樽市地域防災計画は昨年 2 月に更新されて、以前の防災計画にいろいろと細かく追加されているということなのですが、これは道の計画も同じような形でつくられていると思うのですけれども、私が率直に疑問に思っているのは、北海道バス協会が民間バスでの避難計画は不可能であるという声明といえますか、出していますよね。これは、実は昨年 7 月にその声明が出ているのですけれども、そういうタイミングを考えますと、この計画に対して、やはりバス協会としては乗務員の安全もバスの安全も確保できないと。つまり、その除染の問題などはきちんとやってもらわないと、次の日からまた避難に使ったバスでずっと客を乗せて走り回るわけですから、そういう不安があってこういう声明になったのではないかというふうに考えるのです。

そういった点について道の判断といえますか、今どういうことをやっているのか、その点について御承知の範囲でお知らせください。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

昨年 7 月に報道で出た話がございましたが、先ほど来御答弁させていただいておりますけれども、バスの運転手の安全対策につきましては、北海道と北海道バス協会で作成しました原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領というのがありまして、その中で既に安全対策については実は書かれていて、その対策が準備とかもなされていたのですが、これがそのバス協会を構成します実際の個別のバス会社、そしてさらにはその乗務員の方にまできちんと周知されていなかったということが原因と思われるような状況の中で昨年 7 月の報道があったのではないかと伺うところでございまして、これを受けて北海道の動きとしましては、周知不足であったという部分を認めるといえますか、言っておりますので。

そんな中で、今申したように、その個別のバス会社ですとか乗務員の方に対して、この運行要領に基づきまして、当然防護服は配備されますし、線量計を持つ部分、それと状況によっては、安定ヨウ素剤の服用などもあるのだよというところを一つずつ説明していただくと伺っておりますので、その中で不安の部分を取り除くというような活動が行われているというふうに伺ってございます。

○林下委員

私は、この U P Z に一番近い小樽市で、やはり派遣されるバスも小樽市が中心になって、つまり北海道中央バス株式会社が一番先に要請を受けるということを考えますと、やはりそういう点についても、ぜひ道に対してもいろいろな配慮といえますか、そういうものがなければやはりこの話はなかなか理解されないのではないかと伺うふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 2 時58分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎平成31年度予算案で改廃した事業について

それでは初めに、代表質問で質問させていただきましたけれども、平成31年度予算案で改廃した事業を伺いました。市長から三つほど事業を紹介していただき、改廃した理由も伺いましたが、私は議案説明の際に改廃したものを示していただきたいというお話をさせていただき、迫市長も来年度に向けて対応させていただきたいと、前向きな答弁をいただきました。

私としては、以前から事業評価ですとか行政評価の話もさせていただいて、行政評価自体が大きな財源を生むというふうには考えていませんけれども、財政調整基金を取り崩して予算を組んでいるという今の状況で、市の職員の方々が予算執行の際にしっかりと重要性ですとか必要性に対して意識を持った上で予算執行をしていただきたいという考えのもと質問させていただいてきました。

そんな中で、今回改廃した事業を市長から御紹介いただいて、その後、担当の部署に確認させていただきましたら、事業を5点ほど紹介していただいて、今回改廃したというお話をいただいたのです。

まず、この中で私を感じたのは、スポーツ選手交流事業費と広報おたるの折り込みチラシ発行経費が当初予算でゼロと、計上されていないということで、前年度で実施されてきたこういうものがゼロになるということはなかなかないというふうに思っているのですけれども、まず減額理由とあわせて、この事業の内容というのはどういうものなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○（財政）財政課長

まずスポーツ選手交流事業、ここの部分につきましては、事業としては平成29年度から開始しております。

29年度、そして30年度とそれぞれレバンガ北海道とエスポラーダ北海道、それぞれのチームに実際に市内の小学校に来ていただきまして、スポーツ選手との交流事業というのを2カ年で開催しておりました。

今回、31年度の部分につきましては、原部から予算要求自体はありましたけれども、実際に一定程度の費用がかかるような形になっていたものですから、今後については費用負担のかからない手法を検討すべきと判断いたしまして、事業終了という形にしたのがスポーツ選手交流事業になります。

そして、もう一点の広報おたる折り込みチラシ発行経費、こちらの部分につきましても29年度から事業開始しまして、30年度で終了という形になっております。

ちなみに、広報おたるの部分につきましては、31年度は原部でおられます総務部から予算要求に当たってと出していた際に、この部分につきましては廃止ということをお願いしております。

なお、こちらにつきましては、29年度につきましては広報おたるのところに折り込みする形で、それぞれ新年度事業の御紹介という形をとっております。29年度はA3用紙を折り込んだ形で広報の中に入れる。そして30年度につきましてはA4用紙の表裏の形にして、これも広報おたるのところに折り込むという形をとらせていただきました。

29年度、30年度で若干事業費は落ちているのですけれども、今回この部分につきましては、当然のごとく4月の

広報の記事のときに、新年度予算編成についてということで毎年度市民の皆様には周知しておりますので、その内容で周知内容は十分伝わるといふふうに原部でも判断されたかと思っておりますので、今回は予算計上という形にはなっておりません。

○秋元委員

それで、私は、先ほどもお話しさせていただいた改廃の事業について書面で示してほしいということで、実際一つ気づいたことが、今回広報おたるの折り込みチラシの発行経費、お聞きするところによりますと、平成29年度は約66万円、30年度は38万円ということで伺いましたけれども、現物も見せていただいて、こういうものが入っていたということも私は知らなかったのです。今までは入れていなかったのです、こういうものを。広報おたるの中で紹介していたものを、これは別立てで予算を組んでつくっているということ。

これはどういう議論の経過の上でこういう別立てで改めて市民の方に周知するというようになったのか。これは広報広聴課でしょうか、お聞かせいただければと思います。

○(総務) 広報広聴課長

折り込みチラシの事業実施に至る経緯についてですが、前市長の時代になりますけれども、市長室に呼ばれまして、市民の皆さんに税金の使い道を伝える方法についてきちんと検討するよにということとで検討の指示がありました。そのときに見せられたのが蘭越町のものでしたのですけれども、全事業を網羅した冊子をつくってしまして、例えばこのような形で周知するのはどうだろうかということとお話がありました。ただ、冊子をつくるようになりますとかなりの費用がかかるものですから、別な形でできないかということで、近隣の実際の様子も見ながら少し検討してみますということ、一度帰りまして他都市の状況などを見ましたら、ニセコ町はまた冊子をつくっていたりとか、札幌市などですと広報の中で折り込みチラシに書いている同じような内容ですが、広報の中で取り込んでいるというような形で紹介しているということもありまして。

本来であれば広報の中で取り上げたかったのですけれども、ページ数、なかなか紙面を確保できなかったものですから、別立てで予算要求して折り込むという手法をとったという経緯でございます。

○秋元委員

課長も厳しい、きつい立場ですよ。私が言いたいのは、そもそもの出発点が税金の使い道を市民の方に知らせると。これはもう重要なことだと思うのですが、ただ、その費用が非常にかかっているなという気がするのです。例えば、広報おたるですとか議会だよりも、この紙面をふやすとなると、以前からそうですけれども非常に厳しいといひますかね、なかなか事業費と効果を考えると紙面をふやせないということがずっと続いています。

そういう中で、こういうものがつくられていたということに私も気づかなくて非常に反省しているところなのですが、そういう部分も含めて、私はその事業の改廃、あと議論の経過も、できればその減額理由ですとか増額理由も含めてお示しただければ議会議論も非常に活発になるのかなというふうに思ったのです。

前市長の森井さんのときにこれを提案されて、つくった中身ですけれども、これを改めて見ますと、今、課長が言われたとおり、広報の中でも十分にお知らせできる中身、内容なのかなというふうに思うのです。そういうふうに考えれば、やはり課長は命令といいますか指示されてやっただけですけれども、市長がかわるとこういう問題も起きてくるということが非常に端的にわかったなというのが今回の問題です。

そういう意味も含めまして、ぜひ今後、事業の見直しもしっかり、市長も日ごろから言っておりますが、職員の皆さんも十分に必要性ですとか有効性を十分に検証した上で事業の厳選、また、市長からも集中と選択というお話もありましたけれども、ぜひ職員の皆さんが一丸になって予算の執行をお願いしたいなというふうに思います。

◎地域コミュニティについて

次に、代表質問の中で伺った地域コミュニティについてです。

これも代表質問の中でお話しさせていただきました。町会の関係者の方は非常に危機感を持っていらっしゃるいま

して、やはり高齢化、役員のなり手不足、あとはやはり加入率の減少です。やはり加入率が減っていくと町内会費もどんどん減っていく中で、非常に町会の運営も行事の運営も厳しいというお話をたくさん聞くようになりました。

そういうことから今回の質問をさせていただきましたけれども、初めに、これまで行ってきた支援員制度の制度の改善について質問をしましたが、答弁では、制度発足から10年が経過して町会を取り巻く状況の変化や本制度についての周知不足もあることから、総連合町会と見直しについて事務レベルでの話し合いを始めたということですが、町会を取り巻く状況の変化というのは現状でどのように捉えていますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

ふだんから町会の役員の方といろいろとお話しさせていただいた中での答弁とさせていただきます。

まず、一番大きい問題としては人口減少や高齢化。それに伴いまして加入者の減というのはあります。また、役員が高齢化して役員のなり手不足。それと、役員を交代してくれる人がいないというお話も聞いております。また、若い世代の方が町会活動に参加しないということもあります。あと、若い方もそうですけれども、最近では御年配の方も仕事をしていらっしゃるんです、それで忙しくて町会の活動に参加できないという方もいらっしゃるということでお聞きしています。

いろいろなことありますが、そういうことで町会の加入が減りますと、先ほどもおっしゃったとおり、町内会費、それから町内会館自体も利用されなくなってきておりますので、そういう収入の財源等もなくなってきているというのが現状というふうに押さえております。

○秋元委員

そこで、この制度の周知も今までされてきたというお話を伺いましたけれども、周知不足というのは以前から指摘されていた部分もあるのですが、これまでどのように周知をされてきたのか、また、改善などもされてきたのか、あわせてお聞かせいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

御指摘のとおり周知不足というのはあります。これまで実際に行っていたのが、地区連合町会長と市長と語るつどいなどの会議のときに、意見交換の中とかでお話しすること。それとか各種会議等とかでのお話。それと、町会自体から個別に問い合わせとかがありますので、そういったときの対応。それと、最近ですが、総連合町会の事務局の中の会議でもこの支援員制度のことを周知していただくという機会もつくっていただきました。

あと、市役所の職員も10年たちましたので、だんだんと内容的なものがわからなくなってきていることもございますので、昨年昇任した管理職の職員研修の際に、市職員にも支援員制度、それから町会の中身について30分程度ですけれども研修をさせていただきました。

そういったことで、いろいろと改善策をやっているのですが、町会長も変わったり、市職員もどんどん入れかわりしておりますので、なかなかきちんと改善したというふうにはなっておりませんが、これからも継続的に周知活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○秋元委員

それで、先日いただいた答弁の中では23町会に職員の方を配置されているということだったのですけれども、そもそも支援員制度の対象になる管理職の方の現在の人数は何名いらっしゃいますか。

○（生活環境）小山主幹

今、人数はお示しできませんけれども、課長職の中で医療職と北海道から派遣された職員につきましては除外しております。

○秋元委員

その対象となる方の人数はわかりますか。お示しいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

申しわけございません。今手持ちがございませんので、後ほど報告させていただきます。失礼いたしました。

○秋元委員

それで、23町会に配置しているというこの内訳なのですけれども、これについてはどのようになっていますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

23名のうちその地域にお住まいの方は6名、地域外にお住まいの方で支援員をやっているのが17名でございます。

○秋元委員

地域内に住まれている方が6名、地域外の方が17名ということで、これは確かに職員の方、管理職の方が住まれている地域というのはいろいろなところに住んでいると思いますけれども、全くいない地域もあると思うのです。

実際に希望がある町会が現状で23町会ということで、ほかには例えば職員の方がいないので配置できないということはないと。希望があったのが23町会で、そこに対しては23名配置できているということではないのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

中には、本当は町内に住んでほしいという話がありますけれども、そういう市に要望して来ていただけるのであれば区域外でも受けますということですので、要望に一応沿った形では対応させていただいております。

○秋元委員

それで、実際この支援員の方々の活動というのは、通常どのような活動をされているのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

支援員の具体的な活動内容ということでよろしいでしょうか。

主に、例えば最近の支援員の報告からいきますと、町会の会議に出席いたしまして、その中で意見、アドバイス等すること。それから、過去にもあったのですけれども、町会の行事を手伝うこともありました。

○秋元委員

それで自治基本条例上、市内に通勤・通学している人も市民というふうに定義されておりますけれども、中には市外に住まれている職員の方もいらっしゃるというふうに思うのですが、市外在住の管理職の方の現状はどのように活動されていますか。

○（生活環境）小山主幹

支援員についてお話しさせていただきますと、銭函・蘭島方面というのはなかなか支援員がおりませんので、札幌市とか余市町に居住している職員の方に支援員をお願いしてカバーさせていただいているという状況でございます。

○秋元委員

それで、市外にお住まいの管理職の方でも、現状では近い町会に支援員として配置されている方もいらっしゃるということです。支援員は市に対する町会の課題ですとか相談、先ほどもありましたけれども助言、関係部局との連携、調整、要望などの受け付けを行うということなのですが、実際支援員の方が市に対してどのような調整なり要望なりをされているのでしょうか。具体的に何か例を示していただければと思います。

○（生活環境）小山主幹

ここ二、三年の報告によりますと、やはり地域住民が利用する市道の破損の部分に対応してもらいたいという要望。それから、マンホールが欠けたりなどして破損しているので、地域住民が危ないからということでの要望。それと除雪の要望。それと公園内のトイレ付近など、草刈り等の要望とかも受けております。

○秋元委員

実際その支援員制度の課題というのは、10年間たつてどういう課題があるのかというのをもう一度お知らせいた

だけですでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

市の要綱では任期というのを定めていないのですが、実際にこの10年間ずっと長期で支援をやっている方もいらっしゃると思います。町会にとってはずっと同じ支援員がいたほうが話が見えるということもあるのですが、幅広く市の管理職が支援員として携わるということであれば、やはりある程度交代するというのも考えていかなければならないというふうには思っております。

また、町会につきましても、財源不足とか役員不足など、いろいろ町会活動ができなくなっているということもありますけれども、役員の交代をした時点で支援員制度というものがなかなか引き継がれていない例もございますから、そういったことも課題になっているのではないかとこのように思っております。

○秋元委員

それで、今示していただいた課題についてもぜひ見直していただいて、管理職の方もせっかく支援員になっていただいているわけですから、活動しやすいような体制もぜひ整えていただきたいなというふうに思います。

未加入世帯については私もいろいろと調べたり聞いたりするのですが、代表質問でお話ししたとおり、1万7,851世帯が現在未加入ということなんです。

実際、自治会というものがありますよね。自治会の状況ですけれども、総連合町会に加入している自治会というのは幾つぐらいあるのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

今、御質問いただいたのは、市営住宅とか……、151町会ということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

今、加入は151町会が加入しております。

（「自治会」と呼ぶ者あり）

そのうち市営住宅とかマンションとかの自治会につきまして、単独で自治会をつくって総連合町会に加入しているのは、市営住宅で5団体、マンションで1団体あります。

○秋元委員

よくお話しいただくのですが、マンションとかが建つと、やはり町会に入っていないというお話があって、お話ししに行くにもなかなか個別に話しに行くということができなくて、ある町会では、そのオーナーの方にお話しして、マックスの入居戸数の6割の町内会費を毎月納めていただくとか。あとは、その管理会社の方にお話をして、管理会社から町内会費を納めていただくというような取り組みを行っている町会もあるんです。

実際、多分この1万7,851世帯の中には、かなりのマンションですとかアパートですとか、そういうところにお住まいの方も入っているというふうに思うのですが、それらの方に対するこの加入に対する取り組みというのは、市として何か考えは持っていますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

中には、例えば先ほどの市営住宅などにしても、一緒にもう町会に入っているところもあるので一概に把握できないのですが、これから建つというところの場合につきましては、市の生活安全課に、ここにマンションを建てるのでどこの町会に入るのだろうという問い合わせを結構いただいておりますので、そういった際に、私どもとしても加入していただきたいということをお願いはしております。

せいぜい団体としてはそれぐらいしかできないのですが、向こうからアクションがあったときには積極的にお願いするようにはしております。

○秋元委員

最後に、他市での加入促進条例の状況ですとか、例えば、今後未加入世帯がふえるような状況が続いていくとい

うふうになれば、小樽市でも加入促進条例のようなものも考えていく必要があるのではないかとこのように思うのです。確かに町会ですとか自治会に強制的に加入させることはできませんけれども、やはりコミュニティを守っていくという部分では、何かやはり考えていかなければどんどん加入率も下がっていくのではないかとこのように思います。

まず、他市の加入促進条例の状況と、小樽市で今後そのような条例を検討するような考えがあるのかどうか伺って終わります。

○（生活環境）小山主幹

今こちらで押さえているのは、札幌市が今条例をつくっている最中ということで押さえています。

それともう一つ、昨年12月の議会で倶知安町が条例をつくったということで、その2点を確認しております。

それで、小樽市としても、総連合町会からもこの加入促進条例について検討してもらいたいというお話は、意見はいただいております。将来的には小樽市も考えていかなければならないと考えているのですが、その際に条例の内容もあるのですけれども、町会がどのような姿を望んでいるかというのは、まだそこまで話が進んでおりません。

前回、倶知安町で条例をつくられたときに、私から担当の課長と少しお話しさせていただいたのですけれども、やはり町会からの意見を結構ベースにしてつくったというお話をお聞きしましたので、どちらにしても両方の意見をいただいた上でつくっていかなければならないというふうに思っておりますので、そういうことも考えて参考にしていかなければならないというふうに思っております。

○千葉委員

◎不妊検査助成事業費について

それでは初めに、新年度予算に計上されております不妊検査助成事業費について何点か伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、本事業開始の目的について説明をお願いしたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

ただいま御質問のありました事業の目的でございますけれども、不妊の原因は多岐にわたり、初めの早期の検査と治療を受ける必要があることから、子供を望む市民に対し、不妊検査にかかる費用の負担を軽減することで不妊に必要な治療につなげることを目的に、市の独自助成として実施いたします。

○千葉委員

この助成金額と助成回数についてはどのようになっているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

助成の金額は、保険医療機関で実施した不妊検査に要した費用の自己負担について2万円を上限に助成いたします。助成回数は、一人につき1回です。

○千葉委員

今、金額については1回で2万円ということでしたが、その2万円とした理由についても説明をお願いしたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

2万円とした理由なのですけれども、道外で実施している自治体の金額を参考としております。

○千葉委員

この不妊検査というのはさまざまな検査があると思いますけれども、主な検査とその検査費用というのが実際には幾らぐらいかかっているのかについてもお聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

不妊の検査なのですが、自費の検査と保険の適用になる検査、さまざまございますけれども、女性に対する助成、女の方に対する主な検査と自己負担の費用のおおよその例を少しお示しします。

ホルモン検査が1,290円、子宮卵管造影法が7,000円、腹部レントゲン検査が630円、超音波検査1,600円、血液感染症検査7,000円などがあります。

○千葉委員

これは実際に、検査から治療に入るまで期間があると思いますけれども、その治療に入るまでの検査費用というのはおおよそどのくらいかかるというふうになっているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

検査から治療に入るまでの一般的な費用の総額ということなのですが、これにつきましては個々の状態、体の状態によって検査の内容とか回数が異なるため、一般的にかかる費用についてお示しすることはできません。

○千葉委員

先ほど若干聞いたのですが、この対象となる検査について、男性の検査は対象となるかどうかについてはいかがですか。

○（保健所）健康増進課長

男性の検査についても対象としておりまして、その種類についてもお伝えいたしますと、精液検査5,000円であるとか、性感感染症検査3,600円、ホルモン検査7,000円、超音波検査3,500円などがあります。

○千葉委員

先ほど助成の金額ということでお伺いした1人2万円ということだったのですが、そうすると、男性、女性それぞれ2万円ずつ、1世帯で4万円という考えでよろしいのですか。

○（保健所）健康増進課長

お一人ずつ2万円なのでございますけれども、特に世帯といいますか、婚姻関係があるなしは関係ございまして、お一人につき2万円ということで今考えております。

○千葉委員

それで、一応、今細かいことを聞いたのですが、この助成金を受けられる対象者はどういう方になっているかということについても説明をお願いしたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

助成の対象者につきましては、検査開始日から申請日までの間、小樽市に住民票がある方で、助成対象期間に保険医療機関において医師が必要と判断した検査を受けていること。助成につきましては、検査開始時において年齢が40歳未満である方について助成の対象とするということで考えております。

○千葉委員

先ほど男性と女性、一人2万円だったのでございますけれども、この対象者になり得る方で、婚姻関係がない方も対象で、男性だけでも女性だけでも、それは助成されるという私の考えでよろしかったでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

はい、そういう考えで間違いございません。

○千葉委員

今結婚の形もいろいろありますので、小樽市としては窓口を広げているということで、そういう助成事業というふうにならうと今受けとめました。

これは実際、予算は100万円というふうになりましたけれども、この積算根拠についても説明をお願いしたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

予算の積算根拠についてなのですが、北海道が助成を行っております特定不妊治療の小樽市民の申請件数をもとにして考えているのですけれども、こちらが平成29年度で33組ということで、特定不妊治療を受ける人数より、その前段階であるこの検査を受ける人数のほうが多いのではないかとということで、助成人数50人ということで考えまして、2万円の助成で50人分ですので100万円ということで予算計上しております。

○千葉委員

来年度からということで、その推移は少し注視させていただきたいのですが、ほかの地域を見ると、小樽市のよう一人一人、男性1回、女性1回、そういう窓を広げている自治体は割と少ないのかな、多くはないのかなというふうにも少し思っております、市民周知もしっかりしていただきたいと思っておりますけれども、その辺はどのように行うのか、これについてもお聞かせ願いたいと思っております。

○（保健所）健康増進課長

市民周知であるとか制度の周知なのですが、他市に少しヒアリングをしたときに、やはりほかのやっている自治体から、なかなか制度が浸透しなくて利用人数が伸びないというお話も聞いておまして、そこは本当に課題だと思っております、周知につきましては広報おたまで周知するとともに、あとホームページ、フェイスブック、若い方が多分対象になるといいますので、フェイスブックで配信するであるとか、あとは市内の四つの産婦人科の医師から、もしもいらっしゃったらこういう制度がありますよということで声をかけていただくということが効果的ではないかと思っておりますので、医師方に個別に回って事業の説明と周知の協力依頼などを行いまして、なるべく利用していただけるような形で努めていきたいというふうに思っております。

○千葉委員

◎不妊治療と不育症治療の単独助成について

それでは、一般質問した不妊治療と不育症治療の単独助成についても少し関連して、何点か伺ってまいりたいと思っております。

一般質問の中でも、晩婚化に伴って晩産化が進んでいるということで、本市でも同じ状況なのかなというふうに思っています。この質問の中で、特定不妊治療の申請についても件数を伺いましたが、この妻の年齢について、申請されている方の状況というのを把握されていれば説明をお願いしたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

特定不妊治療の助成を受けている方の妻の年齢についてなのですが、助成の申請先であります倶知安保健所に問い合わせを行ったのですけれども、やはり個人情報の保護の観点から年齢の公表をできないということで回答がありましたので、今お示しすることができません。

○千葉委員

個人のを聞いているわけではありませんが、できないということで、状況的にはその申請の対象者は43歳未満なので、その間で小樽市の状況を聞きたかったのですが、お答えできないということで了解をいたしました。

一応、答弁の中で、今、特定不妊治療に限って少し絞って聞いてみますと、答弁の中でも道内の179市町村のうち130市町村の自治体が特定不妊治療の単独での助成を行っているということで、これを市としてまた絞ってみると、本市を含め6市だけがそれを行っていないという状況があります。

この単独助成を行っていない中に本市が入っているということについてどのように受けとめていらっしゃるか、その辺についてお答え願えますか。

○保健所長

不妊治療の市単独助成でございますけれども、不妊治療は高額な医療費がかかり、また、治療が成功して妊娠が出産に結びつくかということで、精神的な負担も大変大きいものと承知しております。

本市といたしましては、不妊治療の単独助成に要する事業費の課題が大変大きいものと承知しております。来年度は不妊検査事業に取り組むとともに、その中で課題を整理した上で、さらなる助成事業の拡大ができるかどうか見きわめてまいりたいと考えております。

また、今後とも不妊、不育に関する費用の負担軽減を図るために必要な措置を講じることを、全国市長会などを通じまして引き続き国へ要望してまいりたいと考えております。

○千葉委員

今、御説明もしていただいたのですが、その御答弁の中で、不妊検査の事業をしていくにはどのような課題があるのか、もう少し見きわめていくということで、保健所長が御答弁されていましたがけれども、現時点で考えられる課題というのは何なのか、その辺についてもお答え願えますか。

○保健所長

課題についてでございますが、先行する市が余りない、道内でも小樽市以外はまだこの事業には取り組んでおりませんので、実際やってみてから、どのような課題があるかということについては今後事業を進めていく中で見きわめてまいりたいと思っております。

どの程度の効果があるのか、もしくは対象者を男性の方にも、また、婚姻には関係なくということまで広げておりますので、その辺につきましても効果的な事業として進めていくことはできるのか、その辺についても見きわめてまいりたいと思っております。

○千葉委員

私の質問の仕方が悪かったかというふうに思うのですがけれども、特定不妊治療の市単独での助成については、保健所長の御答弁を聞くと、やはり一番大きいのは財源、事業費の問題なのかなというふうに今の御答弁を聞いて私も受けとめました。でも、その不妊治療の単独助成、さらなる助成についての必要性については、しっかり所管の保健所としても、これは必要だというふうに考えているという受けとめでよろしかったですか。

○保健所長

確かに委員御指摘のとおり、今、全出生の18%が不妊治療のもとで生まれているという、そういう現実がありますので、この治療については大変効率的な、効果的な事業だというふうには考えております。

○千葉委員

今、効果的というお話もありましたし、生まれてくる赤ちゃんの18%がこの治療によって生まれてきているという現状もあります。今回は不妊検査の事業費を多分予算要望なさったと思うのですがけれども、不妊治療についての予算要望というのは所管としてなさったかどうかについてはいかがですか。

○（保健所）健康増進課長

平成30年度予算のときに、特定不妊治療の単独助成の予算要求を原課からしたということで私も聞いております。ただ、そのときに財政部の査定がありまして、予算化することができなかったというふうに把握しております。

○千葉委員

では、平成30年度は要望したけれども査定で切られて予算計上できなかったということで、新年度は要望しなかったということなのですね。私自身は、いろいろ質問等でもささせていただきましたけれども、この不妊治療というのは、今後、単独での助成、国に要望していくというお話でしたが、それまではしっかり少子化対策でもあり、人口対策でもあるデリケートな問題ですけれども、小樽市の状況を見ますと、これは必要だというふうに思いますので、諦めずに予算要望もしていただいて、しっかり財政部もこれを受けとめていただきたいというふうに思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○新谷委員

◎国の防災・減災、国土強靱化緊急対策について

それでは、国の防災・減災、国土強靱化のための緊急対策で、石狩湾新港と小樽港についてお聞きします。

代表質問でもお聞きしましたがけれども、石狩湾新港の北防波堤延伸工事で、2018年度の補正予算、2019年度予算の小樽市分は、それぞれ2,025万円、7,750万円と合わせて9,775万円は大きな負担です。私は小樽市の財政負担を少なくしていきたい。また、小樽港の商業港としての発展を願う立場で質問します。

まず、石狩湾新港の埠頭内の施設は高潮、高波で被災を受けたことがないということでした。それでは、どこにその緊急性があるのか、具体的に御説明ください。

○(総務)企画政策室小川主幹

国の調査では、石狩湾新港における防波堤の現況としての堤体沈下の有無、消波ブロック沈下の有無、静穏度確保の有無について伺いたいとのヒアリングがあったと管理組合から聞いております。

そして管理組合からは、堤体や消波ブロックについては一部沈下が見られるほか、北防波堤の延長不足により静穏度が確保されていないところと回答したと聞いております。

○新谷委員

その静穏度というのが、そもそも何%でしたか。

○(総務)企画政策室小川主幹

西1号岸壁の静穏度につきましては、93.8%と聞いております。

○新谷委員

これは国の基準よりも低いものですね。これは何度も言っていると思います。

それから、これに対して小樽市は妥当と判断して回答したわけですが、この妥当として判断したという理由がいまいち具体的ではないのですよね。北防波堤は船舶の航行や円滑な荷役作業を行う上で重要な施設であり、延伸により港内の安全性が向上し、利用促進にもつながることから早期完成が必要であると考えていると。早期完成が必要であると。それとその緊急性とどういうふうに、何で緊急性で妥当と判断したのか、そこが曖昧なのです。何でというところがすごくわかりませんので、もう一度説明してください。

○(総務)企画政策室長

その緊急性と早期完成という部分のことだというふうに質問を伺っておりますけれども、基本的には今回の補正予算をつける上で、国がその緊急性を判断する上で石狩湾新港管理組合にヒアリング調査を行ったということでございます。それに基づいて国が緊急性を判断して、予算配分を行ったというふうに我々は聞いております。

我々がそれを妥当だという判断をしたのは、その緊急性の判断は我々がするものではございませんので、あくまでも国が判断したということでございます。

小樽市の立場といたしましては、市長が本会議で答弁申し上げましたとおり、早期完成することが小樽市として望ましい姿であるということでございますので、そういった意味からも今回の補正予算については妥当であるというふうに判断をしたということでございます。

○新谷委員

繰り返しますけれども、この緊急防災・減災対策、これで妥当というふうにしたのでしょうか。だから、早期完成とどういうふうに違うのですか。

○(総務) 企画政策室長

緊急ということは早く対応すべきということですので、それイコール早期完成につながるということでございますので、そういった意味では、小樽市が望んでいる早期完成という観点からも、今回の補正予算については妥当であるという判断をしたということでございます。

○新谷委員

少しわかりづらい説明でしたけれども、同じことを聞いてもまた同じことを繰り返すと思いますので、次に、小樽港との比較で聞きたいと思います。

小樽港も国からこの事業を、緊急対策について口頭で聞かれたということでしたけれども、改めてその聞かれた内容と、それに対する回答を教えてください。

○(産業港湾) 事業課長

国からのヒアリングの内容ですけれども、防波堤に関しましては、近年の台風や地震、津波等の被災状況を踏まえ、主要な防波堤について高潮、高波、津波に対する構造物の安定性確保等の緊急点検を行っており、小樽港の防波堤にも現状についてヒアリングを受けたところであります。

回答としましては、現状では大きな変化は見られないというふうに回答したところであります。

また、防波堤以外につきましては、対象施設の構造、具体的には重力式などの岸壁の構造ですとか、水深、岸壁の高さなど、あとは耐震性ということで、具体的には何年の耐震基準で設定されているか。あとは、岸壁の健全度ということで、岸壁の性能の低下度について聞かれておまして、維持管理計画書に基づきまして回答しているところであります。

○新谷委員

それでは、小樽市の北防波堤は大丈夫だというふうに答えたのでしょけれども、2017年度の北海道開発局の小樽港本港地区防波堤整備事業再評価原案準備書説明資料のこの説明で、北防波堤の現状はどうなっているか御説明ください。

○(産業港湾) 事業課長

小樽港の北防波堤につきましては、築造後100年以上経過しておりまして、水中部のブロックの散乱や捨石マウンドの洗掘等により、波浪に対する脆弱性が高まっております。北防波堤が破損した場合、小樽港の港湾取扱貨物の約9割を占めるフェリーの航路存続が困難となることから、防波堤の改良整備を行うものというふうにしております。

○新谷委員

5ページにはどのように書いてありますか。

○(産業港湾) 事業課長

北防波堤の現状としましては、「建設から100年以上経過した現在でも小樽港の第1線防波堤として小樽市経済の発展に重要な役割を果たしています。しかし、過年度に実施した海中部の調査によると基礎捨石の洗掘や防波堤前面の捨塊が散乱しているなど、波浪に対する脆弱性が高まっています。このため、改良整備を行わなければ波力の低減が期待できず、特に斜塊部については直接波力を受けることになるため、本体のブロック自体が破損する危険性が高まっています。」。

○新谷委員

この北海道開発局の調査でこのようなことが指摘されているわけですがけれども、小樽市の産業港湾部の見解とは少し違うのではないですか。

○(産業港湾) 港湾室長

先ほど事業課長から、小樽港のこの防波堤のヒアリング内容ということで、近年の波浪において大きな変調はないということで回答したということでございますけれども、ここの事業評価の内容でいきますと、これはもうこの

北防波堤の事業に着手するときに、その要因として調査されていたもので、もう長年の、何十年という波浪の中で、このマウンドの上に置いてある崩壊ブロックが少し破損というか移動しているという、そんな状況は当然あったのですけれども、今回直轄からのヒアリングという中では、ここ近年の波浪の中で沈下したりですとか、変状が起きたりということでのお話だというふうに聞いているものですから、それについては近年の波浪の中では特に変化がないということでお答えさせていただいたということでございます。

○新谷委員

では、この北海道開発局の2017年度の発表は大分前に調査したものであって、本体のブロック自体が破損する危険性が高まっているというのは、これは間違いなのですか。いつ調査したのですか。

○（産業港湾）港湾室長

この再評価に掲載されている写真等につきまして、何年度に調査されたかということは少し私も今承知してございませんが、北防波堤の事業につきましては平成10年度から採択されて進めてきてございます。その平成10年以前に、それまでもう何十年というこの期間の中で、このような状態がもう既に発生しているということでございます。その状況を踏まえまして、この北防波堤の事業に着手して、順次、今進めてきている状況でございます。

今回、繰り返しになりますけれども、先ほどヒアリングの中で変状がないというところでお答えさせていただいたというのは、近年の波浪の中で、随時、北防波堤の整備を進めてきてございますけれども、こういった防波堤について、近年の波浪で何か変状があったかという御質問でしたので、それについてはないということでご答えたということでございます。

○新谷委員

そうです、今、石狩湾新港は今後のことで、今、小樽港はこういう状況だ。しかも、これは再評価ですよ。だから、昔に調べたものではなく、最近調べたものではないですか。

それと、防波堤ではなくて、その対象施設以外の構造も聞かれておりますけれども、大体この北防波堤にしても、このほかの施設にしても、いつまで小樽市としては調査しているのですか。

○（産業港湾）事業課長

調査しているというか、調査結果は何に基づいて答えたのかというような御質問かなと思うのですが、市としましては、維持管理計画書というのを国の施設及び市の施設についてつくってございまして、平成26年度までに維持管理計画書を作成しておりますので、その調査結果をもとに回答しているということでございます。

○新谷委員

平成26年度、5年前ですよ。30年度からすれば4年前ですけども、この前にこうやって点検結果というのがあって、その後はしていないわけでしょう。しかも、開発局からこういうふうに指摘されているのに、異常ありませんというのは、少し考えられないことなのですよ。先ほども言いましたけれども、石狩湾新港はこれからのこと、小樽港は現在こういう状況だということなのです。

それで、それと防波堤以外のその施設、構造や形式、耐震性、健全度について同様のヒアリングを受けて、今聞いたその26年度までの点検結果に基づいて回答したということだと思っておりますけれども、耐震性、健全度、これは全く異常ないのですか。

○（産業港湾）事業課長

それぞれの施設によって、要はその建設された年度によりまして耐震基準というのが異なってきますので、例えば港町ふ頭の2番岸壁ですと、平成元年の基準で設計されている。ほかの施設につきましても、建設年度においてその当時の耐震基準が異なりますので、それぞれについて市としてはお答えしたということでございます。

○新谷委員

そうすると、問題があるところもあるというふうに今聞きましたが、ほかの対象施設、これを全部聞かれたわけ

でしょう。それで、今はっきりわからなかったのですが、港町ふ頭がどうのこうのと言っていましたけれども、全部について聞かれたのではないのですか。

○（産業港湾）事業課長

今回の防波堤以外の施設につきましては、主要なコンテナターミナル及びフェリーターミナル、それとクルーズ船ターミナル、臨港道路ということで調査されております。小樽港におきましては、コンテナターミナルとしましては岸壁ごとなのですけれども、港町ふ頭の 2 番岸壁が対象になっていました。フェリーターミナルとしましては勝納ふ頭の 4 番、5 番岸壁。クルーズ船ターミナルとしましては第 3 号ふ頭の 13 番、14 番岸壁。臨港道路につきましては勝納ふ頭の第 2 線ということで、それぞれ絞って、全施設ではなくて絞った形での調査がありました。

○新谷委員

それで異常なかったということなのですね。耐震性には問題ないということなのですね。耐震性、健全度。

○（産業港湾）港湾室長

耐震性の問題等につきましては、先ほど事業課長から答弁させていただきましたが、それぞれつくった年次が違いますので、その都度、そのつくった年次でいきますと、その年度の耐震基準に合わせてつくっているのですけれども、当然古いものになりますと、過去の日本国内におけますいろいろな地震の経験から、水平震度を大きくしておったりですとか、いろいろと耐震に求める強度も上がってきていますので、若干、今に照らすとやはり弱いという部分もあるのかもしれませんが、まず基本的には今回調査で求められているのは、何年の時点での耐震基準を用いてつくったかというところでのヒアリングがあったというふうに聞いてございます。

○新谷委員

それであれば、素直にそういうふうに答えて、改修する必要があるのではないかという、そういう答えを言うべきではなかったのですか。

○（産業港湾）港湾室長

まず、今回のヒアリングというのが二つの施設に分かれておまして、まず防波堤というもの、これは後からの追加調査で加わったように聞いてございますが、それ以外、先ほど事業課長から答弁させていただきました施設につきましては、基本的に先ほど重要なインフラであると言われた施設について、全てこの建設年次ですとか、そのときに適用した基準ですとか、全てもう国にお伝えしてあります。そういった中で、最終的には国で判断されたものというふうに受けとめてございます。

○新谷委員

私は、国の判断も大問題だと思います。しかし、小樽市の態度として、姿勢として、「小樽港では現在、北防波堤改良のほか、第 3 号ふ頭岸壁改良、泊地しゅんせつを国直轄事業として進めておりますが、本市としては第 3 号ふ頭における大型クルーズ船対応を早期に図りたいことから、岸壁改良や泊地しゅんせつを優先して進めてもらうよう国に要望しております」、これはいいですよ。

その次ですよ。「国の限られた予算配分の中、難しいものと考えております。」どうして小樽市がこのように判断しなければいけないのですか。国は、確かに予算はあると思いますよ。だけれども、今、緊急にこういう防災・減災、国土強靱化の強化をしなければいけないという、緊急に出されているわけですよ。だから、これはこれとして考えて、何も遠慮することはないと思うのです。

小樽市として、やはりこういう予算をもらうようにですね、どうして遠慮するのですか。そこが私はわかりません。お答えください。

○（産業港湾）港湾室長

まず、私どもの基本的な姿勢というのは、市長から代表質問のときに答弁させていただいたとおりなのですが、やはり今、第 3 号ふ頭の整備を急いで進めたいという中で、国の予算もそうですけれども、私たちも将来的に事業

を進めていきますと公債負担というのも出てきますので、その辺を考えまして、実は北防波堤というのは、当時、大体 3 億円の事業規模でずっと進めてきたのですが、第 3 号ふ頭の事業に入るところから、これは私ども市として第 3 号ふ頭に重点配分するがゆえ、北防波堤についてはその間、北防波堤の事業を少しでも第 3 号ふ頭に振り分けたという考えのもとに、1 億円ペースに落としてきたという経緯がございます。そういう中で、また、市としては、まず第 3 号ふ頭の整備を、なるべく国の予算を確保しつつ早く整備していきたいというのを基本姿勢としてやってきてございます。

そして、この今回の緊急対策というところでございますけれども、私どもとしては、国からヒアリングを受けた内容について淡々とお答えしたということで、言ってしまえば、整備しなくていいですよということを言っているわけではございません。

ただ、これは私どもの受けとめ方ですけれども、この北防波堤の改良事業というのと、例えば石狩湾新港の北防波堤の改良事業を比較した場合に、私どもは今、北防波堤事業というのは、あくまでも老朽化対策として進めてございます。ですから、現状の形を保ったまま、今後また長い期間の波浪に耐えられるように、要は水面下のブロックですか、そういうものをもう一回やり直しているというそんな事業でございまして、目的はあくまでも老朽化対策ということでございます。

そのように、静穏度というところでいきますと、小樽港の静穏度の改善にはならないという事業ではあるのですが、ただ、石狩湾新港は、お伺いしますと、北防波堤の延伸というところで静穏度の改善というのは何かあると思いますし、また近年の波浪で沈下していると。こういったところが国の選定の中で採択が分かれたのではないかというふうに受けとめてございます。

○新谷委員

そうしたらもう一回聞きますけれども、小樽市の北防波堤改良工事におけるそのスタートの時点では、やはり静穏度が確保されていないという、そういうことで始まったと思うのです。その静穏度というのはどうなのですか。幾らなのですか。

○（産業港湾）港湾室長

この北防波堤改良事業ですが、大きくは 3 本の柱で事業を進めることになってございます。これは、この再評価の資料にも記載してございますけれども、一つはまず、北防波堤の 1,279メートル、これの老朽化対策。これは進めていくということで、現在それを行ってございます。また、小樽港自体も静穏度を一部確保できていない岸壁がございまして、これを確保するためには、北副防波堤といまして、中央の航路のほうに斜めに少し伸びている副防波堤があるのですが、これを延伸しなければ静穏度の確保が上がっていきません。

まだその北副防波堤の整備に移っていないものですから、現在私どもが進めている北防波堤はあくまでも老朽化対策といった事業になってございますので、その辺で採択といえますか、その緊急度という部分で、国の採択から外れたのではないかというふうに受けとめてございます。

○新谷委員

何度聞いても納得いきませんね。石狩湾新港の北防波堤の延伸工事は静穏度が確保されていないということで、それが大きな理由。それから消波ブロックですか、沈んでいるということですが、小樽港の北防波堤というのは、もっと老朽化していて大変な状況にあるのに、これが何でこの緊急の防災、緊急対策にならないのかというあたりが私は理解ができません。国は、やはり石狩湾新港を優先して小樽港は後回しという、本当にそういう感じがいたします。いずれにしても、小樽港の観光以外でも貨物の取扱量がふえて、本当に将来、本来の小樽港の発展のためになるように頑張っていただきたいなと思います。

◎放課後児童クラブについて

それから次に、放課後児童クラブについてお聞きします。

代表質問では、2019年度は大丈夫だけれども、2020年度以降は勤労女性センターでの受入定員の超過が見込まれるので、早急に安心して子供を預けられる場所の確保をしなければならない。こういう答弁でした。それで、2019年度は91人ですけれども、実際に2020年度はどうなのでしょう、お聞かせください。

○（生活環境）勤労女性センター館長

2020年度の児童数の見込みということですけれども、毎年の教育委員会から出ている稲穂小学校の新入学児童数から推計するしか今はないのですが、それでいきますと、直近の状態で行きますと、数字の上では勤労女性センターの定員91人に対して、その範囲内におさまるのではという見込みにはなりますけれども、ただ、稲穂地区というのが商業区域でもありまして、例年その見込んだ予定の児童数よりも転入ですとか指定校変更ですとかということで、かなりの増加になるという傾向がありますので、ちょうど2020年度に間に合うかもというふうにも言えないという状況でございます。

○新谷委員

答弁では、安心して預けられる場所の確保を早急にしなければならないということでしたけれども、さんざんこれまで検討して適切な場所がなかったわけです。本当に勤労女性センターの皆さんと、それから関係する皆さんが苦勞してきたと思うのです。

私は代表質問で言いましたが、その聞き方が少しまずかったのかもしれませんが、市長から、市長選挙の討論会で、生涯学習プラザ、これを産業会館に移して、移した後で実施もあり得るというふうな発言をされていました。

本来であれば、この放課後児童クラブというのは学校でやるのが本当だと思うのですけれども、稲穂小学校の場合は本当に狭くて、今でも教室確保に大変な状況の中で、これは難しいなと思うのです。

この産業会館がいいかどうかは私も判断できませんけれども、この辺について、市長はその後もうこういうお考え、産業会館に移してという考えはあるのでしょうか。

○市長

新谷委員の代表質問でのお尋ねの中に、私の選挙戦での討論会でのお話をされていたと思うのですけれども、稲穂小学校での放課後児童クラブの問題というのは、私の在職中からもずっと議論がされておりまして、なかなか前に進んでいかない状況であって、先ほど新谷委員がおっしゃられたとおり、勤労女性センターの協力を何とかいただきながら、今運営できているという状況だというふうに認識しております。

産業会館に移してというのは一つの選択肢として考えられるのだろうなということでお話しをさせていただいたわけですが、この問題については私としても何とかしなければいけないというふうに思っておりますし、頭の中にはいろいろな案はありますが、職場の中でまだ議論も十分進んでおりませんで、解決しなければならない課題もたくさんあります。

いずれにしても、私も選挙期間を通じて放課後児童クラブですとか保育所、こういった子供を預ける施設をしっかりと充実させていくということをお話しさせていただきましたので、この問題についても課題が少なからずあるということは認識しておりますけれども、少しでも前に進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○新谷委員

あと一つ、小樽市は今、支援員の資格を持った方、2名以上職員を配置していて、それから国の基準は参酌基準にまだ決まっていないうですけれども、しようとしているわけです。それでも、従来どおりのその2名の支援員配置に努めてまいりますということだったので、これは本当によかったなと思っておりますけれども、支援員の資格で、道の研修を受講した方、これは全て今終わっているのでしょうか、受講は。

○（生活環境）勤労女性センター館長

ただいまの支援員の認定資格研修の修了状況ですけれども、この研修を受けなければいけないというのは、平成 31 年度末までに全員受けなければならないというふうな決まりに今なっております。順次、毎年何人かずつということで研修を受けていただいております。また 31 年度におきましても、現在いる支援員全員が受けられるだけの研修を道で用意するという予定になっておりますので、市としても全員に受けさせる予定でございます。来年度末までには、全員修了する予定となっております。

○新谷委員

教育委員会はどうですか。

○（教育）次長

申しわけありません。支援員の受講状況を把握しないで今来てしまったものですから、お答えするデータをお持ちしておりません。

○小貫委員

◎石狩湾新港について

最初に、先ほどの石狩湾新港との関係の話で議論を少し整理したいのですが、石狩湾新港の北防波堤は、西 1 号岸壁の荷役作業の要は安全のために整備するものだという前提だったと思うのですけれども、いかがですか。

○（総務）企画政策室小川主幹

北防波堤の整備につきましては、西 1 号岸壁の静穏度を確保するための工事と認識しております。

○小貫委員

つまり、静穏度を高めることによって荷役の安全を勝ちとるのだという話なのですよね。だからおかしいと言っているのです。石狩湾新港管理組合は正当化していますけれども、それが高波対策だといって、電話で聞かれて 8 億円ぼんと国が上げると。この予算づけがおかしいのではないですかということを言っているのです。国が判断したからということはあるけれども、おかしいと思いませんかという話なのです。ただ、おかしいというふうに言うわけがないので、それは質問しませんけれども。

それで、だから港湾室に聞きますけれども、そうしたらこの静穏度を高めるためと、高波対策というのは根本的に違うのだというのが先ほどの答弁だったと思うのです。いかがでしょうか。違うのだと言っていましたよね、施設がね。

○（産業港湾）港湾室長

防波堤の役割自体は、基本的には高波から港内の静穏度を守るということですので、高波に対応するという施設だと認識はしてございます。ただ、先ほど私が答弁させていただきましたのは、小樽港の静穏度を考えますと、若干まだ中央ふ頭ですとか勝納ふ頭で静穏度が足りない部分はございますけれども、これを解消するためには、北副防波堤といいまして、今、北防波堤と島防波堤の間に斜めに防波堤がありますが、これを長く伸ばさない限り静穏度の改善は成し得ないという状況でございます。

では、なぜそれをしないのかといいますと、それも以前に、とにかく今、北防波堤が 100 年たった施設ということもありまして、それをやっているということでございます。

○小貫委員

今言ったように、つまり小樽港の場合は別なのだ。静穏度を高めるのはね、という話ですよ。老朽化している北防波堤の対策とは別ですよ。今回、石狩湾新港には静穏度を高めるためだと言って高波対策がついたけれども、小樽港は本来の港の安全のために必要な北防波堤の改修にはつきませんでしたよ。だからおかしいのではないですかという話をしているのですよね。

小樽港は静穏度を高める必要は、今のところ緊急性はないと。先に第 3 号ふ頭と北防波堤のほうが先だと。このまま高波が来たら、北防波堤が壊れたら、老朽化で危険なのだから、そうしたら高波がもろ港に入ってくるのではないですかと。そういう危険性は感じていますよね。

○（産業港湾）港湾室長

今後想定される高波というところで、すぐ北防波堤が壊れるかということにつきましては、この場ではっきり申し上げることもできませんけれども、私どもの今の見解といたしましては、これまでずっと、北防波堤の構造がたまたま、海底の上に石で大きなマウンドをつくって、その上にコンクリートを置いているという、そういった割と安定と言ったらいいのでしょうか、構造体として……

（「そんなこと言ったって、国の予算つかないよ、室長」と呼ぶ者あり）

長くもつような、もつといいましょうか、一遍に壊れないという、そういった形をとっていますので、基本的には今までのこの状況を踏まえつつ北防波堤の事業も進めてございますけれども、今の状況の中では、私どもとしては北防波堤は必要ではないという認識を持ってはいない、事業を進める必要がないというのではなくて、やはりやっていかなければならないという認識は持っていますけれども、たまたま今回のヒアリングの項目といいましょうか、その見方の中で、たまたま採択されなかったものという認識でございます。

○小貫委員

◎上下水道について

国からの予算を勝ちとるには少しがめつくなっていたきたいという要望だけ言って本来の質問に入りますけれども、上下水道の話です。

この間、水道料金の基本料金の見直しということが市民からの要望で上がっていますけれども、水道局内での検討事項について、現在の到達点が何かありましたら説明してください。

○（水道）主幹

現在、次期小樽市上下水道ビジョンを策定する中で、老朽化した施設の更新費用や維持管理費、また、収益の見通しを立て、長期的収支のシミュレーションを行っているところでございます。その結果により、資金の状況や料金改定が必要となる時期が見えてくると考えておりますので、現時点では改定についての議論に至っていない状況でございます。

○小貫委員

その説明は第 4 回定例会と一緒になので、だから第 4 回定例会以降、その見直しの中身が具体的にどうなっているのですかという話をしているのですけれども。

○（水道）主幹

今、第 2 回定例会で長期的収支のシミュレーションを含めた素案を報告する予定になっておりますので、それからの議論になると考えております。

○小貫委員

だから、それも第 4 回定例会と一緒になのです。そこから先、具体的にどういうところまでやりましたけれども、それで、第 2 回定例会になるのですという、この間、何をやってきたのですというところをお聞かせくださいということなのです。

○（水道）総務課長

上下水道ビジョンに向けた経営戦略策定の中での長期的シミュレーションをしているという状況については、主幹から答弁を申し上げたとおり変わってございません。

具体的な作業の状況といたしましては、例えば投資的経費、施設の改修費用がどのくらいである。それによって、維持管理費、人件費、その他収益の見通しを含めて 10 年間資金がどうもつかということを何度もトライして、それ

で、これでは間に合わない、これで間に合うだろうかということを繰り返しながら、いい形というのでしょうか、そういうふうに行っていくにはどこの部分をどう変えれば、1カ所変えればそれが財源にも影響いたしますし、また、維持管理費、例えば投資する時期が変わることによって維持管理費のメンテナンスの時期も変わるということで、その組み合わせがどんどん変わりますので、第2回定例会での公表に向けて内部でそれを繰り返し行っているというのが今の状況でございます。

○小貫委員

過去にも少し答弁があったと思うのですが、夏季に基本水量に達しない世帯というのは全体の何割になりますか。

○(水道)業務課長

平成29年8月、9月の家事用の使用状況で算出すると、基本水量に達していない世帯は全体の39.2%になります。

○小貫委員

約4割なのだという話ですが、そのうちで、例えば2カ月で14立方メートル以下の世帯というのは何件あって、全体の何割になりますか。

○(水道)業務課長

14立方メートル以下の世帯の件数は1万2,642件で、全体の約25.6%になります。

○小貫委員

今のは水を使うのが多い時期なのですから、少ない時期の14立方メートル以下の世帯というのは同じく何件で、何割になるのでしょうか。

○(水道)業務課長

夏に比べると冬期間の使用水量は少ないと考えられますが、冬期間は積雪でメーターの検針ができず、使用水量を推定している使用者が多いため、実際に使用している水量はわからない状況です。そのため、使用水量が少ない月の14立方メートル以下の使用世帯の件数の算出は難しいものです。

○小貫委員

それで、今、水道料金が2,540円、基本水量になっているのですが、これが決まった経過について説明してください。

○(水道)総務課長

現在の料金は平成8年4月1日に改定したものになりますが、当時の料金改定に向けた審議会の議論の中では、総括原価方式、いわゆる積み上げ方式について言及がございました。これは会計上の損益収支で均衡を図ることを前提とした料金の算定方法になりますが、当時、その方法で試算を行いますと47%程度の値上げが想定されるということになりまして、市民生活に大きな影響を及ぼすということになるため、この総括原価方式での料金算定は見送り、これまでどおり資金収支、何年間で幾らの資金不足を回収するかという算定方法となりました。

具体的な金額といたしましては、当時の収支見通しでは7年度末の不足額が約3億8,000万円といったような状況でございまして、料金改定を行わない場合、10年度末には資金不足額が約10億円になるといったような見通しでございました。

その場合、10億円の資金不足というのは私どもの事業運営に大きな影響を及ぼすということになるために、その10年度末の資金不足の解消といったことを目的といたしまして、8年4月1日、現在の料金改定においては、消費税抜きで平均改定率を6.7%とするといったようなこととなりました。

ただし、家事用と業務用がございまして、家事用につきましては市民生活への影響を考慮いたしまして平均改定率を6.2%、うち、今、御質問にございました基本料金につきましては5.9%、超過料金分につきましては6.6%と、全体よりは低目に改定したといったような経過でございます。

○小貫委員

それで、平成10年度末に資金収支不足を解消するための料金設定をしたのだという話だったのですけれども、それだったら10年度末、そのあたりで料金改定を行わなかったという理由は何なのですか。

○(水道)総務課長

平成10年度に資金不足を解消するといったようなことを目的にしておりますので、10年度には不足は解消されることを目指して行ったといったようなものになります。

○小貫委員

不足額は解消されたわけなのですけれども、なぜ解消されたのに料金改定されなかったのですかということですか。

○(水道)総務課長

少し説明が悪いのかもしれませんが、資金不足が生じている状況というのが平成7年。それよりもっとさかのぼりますと4年度に大きな改定をしております、4年度に改定をしているのですが資金不足の解消には至らないといったような状況でございました。その後、7年度に検討を行いまして、8年度に再度料金改定を行いまして、10年度末には資金不足を解消する、いわゆるこのゼロの状態にもっていくのを目指して、マイナスからゼロの状態にもっていくのを目指して8年度に改定を行ったという状況ですので、10年度に資金不足がなくなったところで改定をしないのかというのは、申しわけないのですが、意図がわかりかねるところでございまして、ゼロになっているという状況です。

○小貫委員

資金不足の解消のために、要は従来よりも高目に料金設定をしたと。ところが、今、何年に資金不足解消されたかという記憶はないですが、資金不足が解消された後、それは本来市民に戻すほうが望ましいかなと私は思ったのですが、それをそのままの料金で、資金不足を解消する予定の、要は浮いたお金が出る予定の料金でそのまま続けたのはなぜですかということですか。

○(水道)総務課長

資金と申し上げますのが、例えば私どもの会計でいうところの流動資産と流動負債の差額というものになります。それはいわゆる運転資金というのに当たりまして、ゼロが望ましいというものではございません。いつも申し上げておりますように、今ですと十数億円ございますが、それが持ち過ぎというふうにも思っているものではございません。幾らが妥当かといったようなことの判断はあろうかと思いますが、今、委員の御質問のように、ゼロが解消された部分を剰余金として還元するというよりは、事業を運営していく中で一定程度の運転資金は必要だということでございます。

○小貫委員

ただ、結局決まったのが、その時点では資金不足を解消するためにいろいろ試算したけれども、積み上げ方式ではだめだと。高過ぎるといった話になったのだということで、とりあえずその資金不足は解消したのだけれども、それだったらどういうあり方が今後いいのだろうか。次に質問しようと思ったのだけれども、この2,540円の枠内で、何が固定費として、固定費というか次の水道設備のために必要でという、そういう料金改定というのは考えなかったのでしょうか。

○(水道)総務課長

当時の経過、見通しといたしましては、資金不足は解消されても、その後まだまだ必要な経費というものもございましたので、さらなる改定というのが見込まれる状況でございました。現在まではその平成8年度の状況で、この平成の20年以上も改定しなくていいといったような見通しはございませんでした。

その後の事象の変化によりまして、大規模な事業所ができて水需要がふえた関係ですとか、あるいは当時、高金利であったものの政府資金を低利の資金に借りかえることができる制度も創設されたことなどによって、当時の見

込みよりも資金がもっている。結果的には改定しなければならなかったものがいろいろな状況の変化によって好転をいたしまして、現在まで資金不足に至っていないという状況でございます。

○小貫委員

それで、先ほど4分の1の方が基本水量14立方メートルに達していないという話なのですが、基本料金を仮に水道で240円引き下げて、基本水量14立方メートルにした場合に、現在の基本水量20立方メートルで、そうは言っても上げるわけにいかないから2,540円ですと、20立方メートルの方は。それに到達させるように従量制で加算していくと。そういうふうになると、水道会計では幾らの負担になるのか試算を示してください。

○(水道)業務課長

平成29年8月、9月の先ほどの件数をもとにして、基本水量を14立方メートル、基本料金を現在の2,540円から240円引き下げて2,300円とし、15立方メートルから20立方メートルまでの従量料金を1立方メートルにつき40円としました。それで、今20立方メートルが現在と同じ2,540円になるような計算になります。その結果、水道会計の負担は8%の消費税込みで、年間約2,500万円となります。

○小貫委員

仮にこれを引き下げた場合、結局、年額で2,500万円収入が減るということになった場合に、水道施設の更新に与える影響というのはどの程度なのかお答えください。

○(水道)総務課長

施設の更新に与える影響というのはその2,500万円ということになりますが、例えば平成31年度予算で水道施設に係る建設改良費が約11億3,100万円となりますので、更新費用の2.2%に、単年度で言えばそういうふうな率に当たります。

○小貫委員

ただ、それは起債でやるわけですね。そこの関係はどうなのですか。だから、償還金額が大体2,500万円になる工事というのは、単年度で2,500万円になるのはどの程度の工事になってしまうのか、そういうことも含めてどうですか。

○(水道)総務課長

2,500万円の償還額に当たる工事費が幾らかといますのは、例えばその償還するものが機械のようなものの10年の償還もあれば、構築物である30年の償還というのもございますし、利率が高利なものか低利なものかということでもありますので、一概に金額を申し上げられるものではございません。

現在の純利益が単純に2,500万円減るということとなりますので、次年度の企業債の償還に充てている、積立金に積んで償還に充てている分から2,500万円減って、2,500万円が10年間で2億5,000万円と。そのものに尽きるというふうになるかと思えます。

○小貫委員

それで、問題は水道会計で言いますと、そういうことで、黒字分をそのまま100%使うわけにはいかないのだという立場だと思うのですが、この使用量が少ない、今言ったような世帯へ減免制度を拡充した場合に、一般会計からの繰り入れというのはできるのかどうか、そこはいかがなのでしょう。

○(水道)総務課長

一般的に公営企業に対する繰り出しにつきましては、総務省が示す繰り出し基準に準じて行っているところがございます。その基準に当たらない基準外の繰り出しを行うかどうかということにつきましては、財政当局の判断により、水道局で判断するものではございませんが、例えば御質問にございましたように、現在の福祉減免のように一般会計において政策的に必要というふうに認めるものであれば、手法としては可能であると考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。